

文教福祉常任委員会会議録

〔令和4年12月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和4年12月7日(水) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議 案 第60号	令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正 予算(第1号)について	学校教育課	4
	議 案 第61号	令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)について	高齢者支援課	6
	議 案 第62号	令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)について	高齢者支援課	13
	議 案 第64号	令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補 正予算(第1号)について	高齢者支援課	14
	所管事務 報 告	筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に 基づく施設の整備について	高齢者支援課	16
	所管事務 報 告	筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策 定について	高齢者支援課	20
	所管事務 調 査	新型コロナワクチン接種の副反応疑いについて	健康推進課	24
	所管事務 報 告	介護給付費の12月補正について	生活福祉課	30
	所管事務 報 告	令和4年度(保育児童課)一般会計補正予算について	保育児童課	32
	所管事務 調 査	認可保育所・保育園および認定こども園における子ども の安全確認について	保育児童課	42
	所管事務 報 告	令和4年度(子育て支援課)一般会計補正予算について	子育て支援課	45
	所管事務 調 査	学校給食費の減免対象について	学校給食課	49
	所管事務 報 告	ヤングテレフォン相談事業の見直しについて	生涯学習課	52
	所管事務 報 告	令和4年度(学校教育課)一般会計補正予算について	学校教育課	60
所管事務 報 告	天山スクールバスの更新について	学校教育課	62	

所管事務 調 査	市立小中学校の教諭等の配置状況について	学校教育課	64
所管事務 調 査	学校における、てんかん発作時の口腔用液(ブコラム)の 投与について	学校教育課	69
所管事務 調 査	通級指導教室の現状について	学校教育課	70

令和4年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和4年12月7日(水)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(6名)

副委員長	城 健 二	委 員	上 村 和 男
委 員	赤 司 泰 一	委 員	阿 部 靖 男
委 員	平 嶋 正 一	委 員	前 田 倫 宏

○欠席委員(1名)

委 員 長 山 本 加奈子

○傍聴議員(8名)

議 員	八 尋 一 男	議 員	辻 本 美惠子
議 員	坂 口 勝 彦	議 員	段 下 季一郎
議 員	西 村 和 子	議 員	下 成 正 一
議 員	原 口 政 信	議 員	宮 崎 吉 弘

○出席説明員(20名)

健康福祉部長	森 えつ子	健康推進課長	安 樂 鉄 平
健康推進課長補佐	山 田 真理子	子育て支援課長	岡 嶋 桐 子
子育て支援担当係長	佐 藤 武 朗	母子児童担当係長	森 田 薫
保育児童課長	嘉 村 千 穂	保育児童担当係長	末 吉 裕美子
生活福祉課長	坂 田 浩 章	障がい福祉担当係長	永 田 新太郎
高齢者支援課長	古 田 浩 明	指定指導担当係長	平 嶋 亮
介護保険担当係長	宮 下 無 双	教 育 部 長	長 澤 龍 彦
学校教育担当係長	城 塚 晶	教育指導担当係長	石 川 純 快
学校給食課長	倉 掛 伸 夫	共同調理場担当係長	田 中 宏一郎
生涯学習課長	檜 木 理 恵	生涯学習・青少年担当係長	野美山 毅 士

○出席事務局職員(3名)

局 長 嵯 峨 栄 二
主 事 井 形 光 介

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前10時00分

○副委員長（城 健二君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

会議に先立ち申し上げます。本日の委員会は、委員長が欠席のため、筑紫野市議会委員会条例第9条の規定により、副委員長の私が職務を代行いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に6名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告しておきます。

議題に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて発言してください。よろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様へ、コロナ感染予防の観点から、私語は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用してくださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、長澤部長がお見えですので御挨拶をいただきます。あわせて、出席職員の紹介をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆様、おはようございます。教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、議案1件、所管事務報告3件、所管事務調査4件について審査いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席しております学校教育課職員が自己紹介いたしますが、本日、高木課長が欠席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） おはようございます。学校教育課学校教育担当の城塚と申します。よろしくお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） それでは、議案第60号、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について、本件について執行部から説明をお願いします。

城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 議案第60号、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書は48ページ、提案内容補足説明書は79ページ、特別会計補正予算書は31ページから37ページとなっております。

本議案は、本年9月定例会において、令和3年度の奨学資金貸与事業特別会計の決算が確定したことを踏まえ、予算の補正を行うものでございます。

特別会計の補正予算書、36ページ、歳入補正予算事項別明細書を御覧いただけますでしょうか。

まず、3款1項繰越金を353万1,000円増額し、353万2,000円として計上しておりますが、こちらは令和3年度の決算といたしまして、歳入歳出差引残額が353万2,338円で行ったので、この令和3年度の決算額を踏まえまして繰越金を増額したところでございます。また、これにより、2款1項一般会計からの繰入金を338万4,000円減額し、ゼロ円としております。

次に、4款1項1目貸付金元利収入を14万7,000円減額し、457万3,000円としております。

34ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入合計の欄に記載のとおり、歳入予算補正額の合計はゼロ円となり、補正後の歳入予算の額は、補正前と同額の810万6,000円となります。

説明は以上でございます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第60号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第60号、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ここで、執行部の職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、森部長がお見えですので御挨拶をいただきます。あわせて、出席職員の紹介をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） おはようございます。健康福祉部長の森でございます。

日頃より皆様には本市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本日は議案3件、所管事務報告5件、所管事務調査2件を御審議いただく予定となっております。御審議の上、御可決賜りますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

高齢者支援課より説明をさせていただきます職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） おはようございます。高齢者支援課長の古田と申します。よろしくをお願いいたします。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 介護保険担当係長、宮下です。よろしくお願ひします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 指定指導担当係長の平嶋です。よろしくお願ひします。

○副委員長（城 健二君） それでは、議案第61号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特

別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明をお願いします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第61号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の39ページ、提案内容補足説明書の80ページをお開きいただきたいと思います。

第1条になりますが、歳入歳出予算補正前の額72億28万6,000円を歳入歳出ともに1億63万2,000円増額し、73億91万8,000円とするものです。

歳出予算補正の内容を説明いたします。補正予算書の52ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費についてでございます。4月の人事異動により、職員給与費を412万5,000円減額するもので、例年12月議会において補正させていただいているものになります。

続きまして、2款1項2目地域密着型介護サービス給付費についてでございます。地域密着型の施設や通所型サービスの年間利用見込み件数の増加により、7,615万3,000円を増額するものです。

配付させていただいております令和4年第6回筑紫野市議会定例会文教福祉常任委員会説明資料、こちらになりますが、1ページをお開きいただきたいと思います。

上半期の実績を基に年間の見込み件数を算定した表になります。上段の地域密着型介護サービス給付費の右側の計の欄の上から3段目になりますが、当初見込み件数が4,550件でありましたけれども、上半期の実績を基にした決算見込み件数5,021件と、471件の増加が見込まれるため、給付費予算を増額するものです。

補正予算書にお戻りいただきまして、2款2項2目になります。介護予防住宅改修費についてでございます。要支援の方が利用する住宅改修の見込み件数の増加により、503万8,000円を増額するものです。

同じく委員会資料の1ページの中段、介護予防住宅改修費の右側の計の欄になりますが、当初見込み件数は189件でございましたが、上半期の実績を基にした見込み件数は254件と、65件の増加が見込まれるため、住宅改修費予算を増額するものでございます。

続きまして、補正予算書にお戻りいただき、3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費についてでございます。要支援の方が利用する訪問型サービス、通所型サービスの

利用見込み件数の増加により、2,356万6,000円を増額するものでございます。

同じく文教福祉常任委員会説明資料1ページの下段になりますけれども、一番右側の計の欄です。当初見込み件数は1万4,963件でございましたが、上半期の実績を基にした見込み件数は1万6,128件と、1,165件の増加が見込まれるため、事業費予算を増額するものです。

次に、歳入予算補正の主な内容を説明させていただきます。提案内容補足説明書に記載してあります金額が大きい三つの項目について説明させていただきたいと思います。補正予算書48ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目第1号被保険者保険料は当初予算における収入見込みよりも増加が見込まれるため、2,659万9,000円を増額とするものです。

続きまして、4款1項1目介護給付費負担金の現年度分につきましては、歳出として説明しました地域密着型介護サービス費、介護予防住宅改修費の増加に対する国庫負担金が1,623万8,000円増額となるものです。

一つ飛ばしまして、5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金の現年度分についてです。同じく歳出として説明をさせていただきました地域密着型介護サービス費、介護予防住宅改修費の増加に対する支払基金交付金、これは40歳から64歳までの保険料に当たるものですが、こちらにつきまして2,192万1,000円増額とするものです。

その他の歳入につきましても、給付費等の増額に伴い、国県からの支出金、支払基金からの交付金、市からの繰入金を増額などによるもので、合計1億63万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、補正予算書の39ページの第2条になります。債務負担行為の補正についてでございます。

補正予算書の42ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、令和5年4月1日より業務や事業を開始するために本年度中に契約締結が必要なことから、債務負担行為として計上したものでございます。

1番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託（訪問型サービスA）につきましては、掃除や洗濯、食事の準備など緩和型の訪問サービスの委託料でございます。

2番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託（通所型サービスC）につきましては、運動機器を使ったリハビリテーションで期間集中型サービスの委託料でございます。

3番目の介護予防音楽療法事業委託につきましては、音楽療法を用いた介護予防事業で、

講師を地域サロンに派遣する委託料でございます。

4番目の地域包括支援センター事業委託につきましては、地域包括支援センター4か所の運営委託料になります。

5番目の食の自立支援事業委託につきましては、見守りが必要な方を対象に、お弁当の配達を委託する業務でございます。

6番目の紙おむつ給付サービス事業委託につきましては、在宅で生活しており、紙おむつを常時必要とする市民税非課税の高齢者に紙おむつを配達する事業でございます。

7番目の生活支援体制整備事業委託は、地域での生活支援、介護予防の構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置するための委託料でございます。

8番目の認知症初期集中支援事業委託は、福岡県認知症医療センターに配置している認知症初期集中支援チームの委託料でございます。

9番目の介護保険料納入通知書印刷製本は、令和5年度の介護保険料の納入通知作成費でございます。

10番目の事業者台帳等管理システムソフト使用料は、制度改正に伴い、地域密着型事業所指定の事務が市の業務となり、介護保険事業台帳管理の一部が県から移譲されたソフト使用料でございます。

以上、議案第61号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての御説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 補正はいずれも増額になっていて、見込みよりも多かったというお話はあったんですが、それはどういう事情が考えられるか。ある程度これは誤差の範囲かなとも思いながら、しかし、何かの事情があつて件数が増えましたと、見込みよりも。そういう事情を話していただくと分かりやすいなと思つてますのでお願いただけますか。

○副委員長（城 健二君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 御説明させていただきます。

以前、去年までとかはコロナの影響もありまして、ちょっと分かりにくい部分もありましたけれども、ある程度今は落ち着いてきている状況でございます。今、上村委員がおっしゃるとおりで、ちょっとこれといった理由は思い当たらないところでございます。自

然増というところと、ちょっと見込みをもう少しきちんと精査すべきだったかなというところでございます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 自然増かなと言われると、分かったような分からんような気になる。自然増なら、少なくとも増えるであろうということは予測して、人数、件数を想定しているはずなので。何か、その前に言われたコロナがあったので、減っていた時期のことを基礎にして予算を組んでいたから、落ち着いてきたので足りなくなりましたというほうが正しいですか、少しは。どっちなのか。自然増という、もともと自然増というのはある程度予測できますから。予測が間違えましたといってもいいんですけど。そうじゃなくて、コロナがあって利用が減っていましたと。それを基礎に予算を立てたものですから、それからすると少し落ち着いてきたので増えましたという感じですかね。どっちかじゃないと我々理解がしにくいので、お願いします。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 委員御指摘の理由です。令和4年度当初予算を編成する際はコロナの最中でありましたので、将来的な伸びも、ある程度コロナが続くことを前提として組んでおりましたので、現在の状況からすると利用件数の見込みが不足していたという面があります。

以上です。

○副委員長（城 健二君） よろしいですか。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 上村委員に関連するんですけども、自然増云々という話がありましたが、最初の積み上げ、予算編成するときどういうふうな積み上げをしたのかな。例えば、補正予算書の40ページの歳入の部分で、介護保険料、要するに1号保険者の保険料の収入だと思うんですね。こんなのは、R4年度の対象人数というのは既に把握してあると思うんですよ。そうすればおのずとこの金額が出てくるんじゃないでしょうか。まあ、ぴったりとはならないですよ。でも、こんな大きな金額の補正を組まないかんのですかね。

それと、こっちの資料、説明書の方で住宅改修費、これ、上期を基に下期の計画を立てましたとおっしゃっていましたが、全部22ですよ。これも何か僕から言わせると数字を並べだけかなというふうな気がするんですね。

その辺どういうふうに予算を編成したのですか。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 介護給付費には幾つかの種類がありますが、代表的な居宅サービス費でありますとか施設サービス費でありますとか、こういったものの将来予測というのはある程度、高齢化の進展に伴い自然増するであろうという予想を立てて当初予算を算定させていただいておりますが、その中で福祉用具購入費、住宅改修費というものについては、年度ごとの統計を取ってもまるでばらばらな伸びでありまして、ある年は多い、ある年は少ない。我々としてはこの住宅改修費、福祉用具購入費というのは予想が立てにくいものであります。

今回、補正増を要求させてもらっています3項目のうちの一つが、この介護予防住宅改修費であります。これは、確におっしゃるとおりに下半期の予想というのは毎回22件ということになっています。これは、ほかの地域密着型サービスや介護予防サービス事業費とは違いまして、月々の伸びの予想というのはなかなか難しいものですが、支払い不足に陥らないように確実に予算を用意しておく必要がありますので、上半期の件数から一月当たりの平均値を出して下半期の予想とさせてもらっています。ですので、この22件の予想どおり推移するとは限りませんが、上半期からすれば、今年は介護予防住宅改修費については申請がどうも多いようだということでもあります。

以上です。

○副委員長（城 健二君） よろしいですか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 阿部委員の歳入についての答弁はなかったと思うんですけど。この約2,600万円、歳入が増加している要因についてお願いします。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 特別会計については、歳入と歳出をぴったり同額で予算を編成するという縛りがまずあります。今回、歳出予算を増額することにより、法定割合で決まっている分の歳入を増額することになります。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 今の関連で。そういうことであれば、収入が増えれば、繰越しかして、また積立てとか、そういうふうに回して、例えば3年に1回の保険料を算定するときにそれを使って保険料を安くするというようなことは考えられないんですか。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 現在の第8期におきましても、第7期までに積み上げてきました基金を取り崩して活用するという計画を盛り込んで、8期の保険料を若干安く算定しておるところでありますので、この8期で積み上がったものも第9期の保険料を減額するために使用します。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 歳出の項目で地域密着型介護サービス給付費、こちらの各種サービスの内訳とといいますか、どういったものが増加しているのかというのを。この表だと一括して給付費は単純に増えていると分かるんですけども、それぞれ内訳と、もちろん住宅改修費も多分五つの工事に関連してくると思うんですけども、そういった中でどういったのが多く見られるのかお伺いいたします。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） この場にはこれ以上詳しい明細はありませんが、まず、地域密着型についてはサービスの全般的に伸びが見られます。主な内容としては、小規模多機能型居宅介護サービス、それからグループホームですね。それから特定施設入居者生活介護、様々ありますが、どこか1点ということではなく、全体的に利用件数は伸びております。

それから、住宅改修についても全体的な伸びが見られまして、特にどの工事が多いという、極端な差は見られません。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 各種サービスが全体的に増えているということですけども、介護予防サービス事業費等も含めまして、要支援者、要介護者の対象の人数というものはどうなっていますか。サービスについては、もう件数は分かるんですけども、人間的な推移とといいますか、それは増加傾向にあるのかというのちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 要支援に限らず、要介護についても年々認定者は伸びております。今ここに数字は持ってきておりませんが、過去5年度の推移を見ましても毎年、要支援1から要介護5まで増えておりまして、特にどの要介護度が極端に増えているということもありません。全体的に増加が見られます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 全体的に高齢社会に伴って自然増であるんだろうなと思うんですけども、市の見込みとしての推移と現在の推移というものは差が生じているんですかね。

○副委員長（城 健二君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 全体的にはほぼ推移は予想どおりですが、特に重度、要介護5の方については当初の見込みよりも増加が低い傾向があります。しかし、全体的には予想どおりにおおむね推移していると考えております。

○副委員長（城 健二君） よろしいですか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 先ほど前田委員の質問で、要介護者の数を前田委員は尋ねられたんですかね。それを数字が今ないということだったんですかね。それはちょっと、今出してもらわないと。せっかくお尋ねになっているのに。大体推移は同じぐらいですよということなんですけども、それは数字として出してもらいたいと思うんです。

○副委員長（城 健二君） 休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

もう一回休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時32分

再開 午前10時37分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいまの前田委員の質問に対して、宮下係長、今の形でペーパーで報告してもらえば。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 要介護認定者の推移については、令和4年度現在の最新の数値まで含めて、過去3年度の推移を後ほど提出させていただきます。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第61号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第61号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案第62号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明をお願いします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第62号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明させていただきます。給与等の改正に関する特別補正予算書のほうです。こちらの15ページをお開きいただきたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 15ページですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 15ページです。給与等の補正予算書になります。提案内容補足説明書につきましては、81ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正前の額73億91万8,000円を歳入歳出ともに71万7,000円増額し、73億163万5,000円とするものです。

歳出予算補正の内容を説明いたします。補正予算書の26ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費につきまして、令和4年人事院勧告に伴い職員給与費の改定を行うものです。内容といたしましては、若年職員の給与の引上げ及びそれに伴う各手当の引上げ及び勤勉手当の0.1か月分引上げとなっており、合わせて71万7,000円を増額するものです。

次に、歳入予算補正の内容を説明いたします。補正予算書の24ページをお開きいただきたいと思います。

7款1項2目その他一般会計繰入金につきまして、歳出予算補正額と同額の71万7,000

円を一般会計から繰り入れるため、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

以上、議案第62号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての御説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

第62号について討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第62号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 御異議なしと認めます。よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案第64号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第64号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。特別会計補正予算書69ページをお開きいただきたいと思います。提案内容補足説明書につきましては、83ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正前の額8,210万3,000円、補正後の額も同額の8,210万3,000円で、増減はなく、歳出科目の組替えをするものでございます。

歳出予算補正の内容を御説明させていただきます。補正予算書の74ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策とし

て、審査会の一部をウェブ審査会として開催するに当たり、資料の事前送付のレターパック購入のため、郵便料を51万円増額するものでございます。

続きまして、1款2項1目認定審査会費は、ウェブ審査会を実施する場合、委員は自宅等からの参加となり費用弁償の支払いが不用になりますので、51万円減額するものでございます。

ウェブ審査会につきましては、通常、庁舎内において対面で開催している介護認定審査会を、ビデオ通話を利用することで審査委員が自宅等からのリモート参加を可能とするもので、介護認定審査会の年間開催見込み回数677回のうち292回をウェブ審査会として実施する見込みです。

以上、議案第64号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認になるんですけども、ウェブ審査によって費用弁償が不用になったけれども、郵便料、これは事前に資料を多分送付されていると思うんですけども、以前は対面であられたということは、以前は資料等は事前に送付せずに、会議が行われる日に当日配付だったという認識でいいですか。

○副委員長（城 健二君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 前田委員のおっしゃられるとおり、会場内で配布してそれを見ていただく形で進めています。

○副委員長（城 健二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） これはきっちり51万円が繰り変わっているような気がしてて、この51万円の対象人数だとか内訳というものと郵送料というのはどのようになっての算出なんですかね、この郵送料に関しては。

○副委員長（城 健二君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） レターパックを使用しておりまして、これが1通370円となっております。委員が5名おりますので、それが5通の往復です。送った分を個人情報等の関係でまた送り返していただく関係で、往復分で10通。それと月22回から23回、

合計137回をウェブ審査会というふうに見込みまして、合計で約51万円という額を算定させていただきます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） ただいまから討論を行います。

議案第64号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第64号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

引き続き行います。

所管事務報告に入ります。執行部から報告をお願いします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、所管事務報告、筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく施設の整備について、御説明させていただきます。文教福祉常任委員会説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

○副委員長（城 健二君） ちょっと待ってくださいね。お願いします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 3年に一度策定しております高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者の福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施のための計画のほか、必要な施設の見込み量を算定しております。この計画に基づきまして地域密着型サービスを行う施設を整備する事業者を募集したところ、応募がありましたので選定を行い、次のとおり決定いたしました。

1、公募の期間でございます。8月1日から8月31日まで行いました。

2、決定した事業者及び施設の概要でございますが、事業者は株式会社ウェルフェアネット、実施するサービスは認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの開設で

ございます。利用定員は18人、設置予定地は筑紫野市大字立明寺で、開設時期は令和5年9月の予定となっております。株式会社ウェルフェアネットにつきましては、現在、市内俗明院におきまして、グループホーム・さわやかテラスを運営しており、その他、春日市、大野城市におきましてもグループホームを運営しております。

なお、下記の地域密着型サービスを行う施設につきましても同じ期間に公募しましたが、応募がなかったため来年度に再度募集する予定です。

以上、筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく施設の整備についての御報告を終わります。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 決定した事業所の報告があったかと思うんですけども、この認知症対応型共同生活介護——グループホームに関しては、公募した結果、1件のうち1件が採択されたということなんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 1件の応募がありまして、そちらを採択させていただいたところでございます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） また、三つの地域密着型サービスに関しては公募したけれども応募がなかったということなんでしょうけれども、今、市は計画に基づいてやっていくということで、応募がなかったということは計画に沿っていないと見受けられますが、市としては対応をどのように考えておられるんですか。再応募するのは分かるんですけども、再応募したことによって次に決まるという認識でおられるのか。応募がなかったことによって、来年度はさらに対策というか、どのように考えられておられるのかなと思ひまして。

○副委員長（城 健二君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 施設の見込みにつきましては、在宅介護者等への計画に基づくアンケート調査や事業者へのアンケートにより、ある程度こういった施設が建つのではないかと、建てられるのではないかとという見込みで計画しておりますけれども、今年度、一つの要因として物価高騰といったもので資材費の高騰等がありまして、募集がなかったこともちょっとあるのかなと思っておるところでございます。

こういった施設につきましては来年度また公募することにしておりますけれども、一応こういった施設があれば在宅でも暮らしていけるのではないかとこのところ、引き続き、そういったことを望まれる高齢者につきましては、引き続き在宅で暮らせるというところで、希望に沿ってこういった計画を立てたいと考えておりますけれども、万が一無理な場合は、有料老人ホームとかへの入所となるかもしれませんけれども、できるだけこういった施設を整えて、できるだけ在宅で暮らせるように、引き続き施設の整備に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 応募がなかった理由なんですけども、私が知る限りでは介護職員さんが少ないんですよ。例えば、保育士さんが足りないときは、例えば住宅、アパートの家賃補助をしたりという格好で、いろいろ行政としても手だてをしておられますよね。そういう部分で、福祉施設の介護職員さんについても、何らかの手だてというのかな、そういうのを考えるということはないんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 先ほど古田課長が答えられたところと関連しますが、まずは先ほどの前田委員の御質問に関連してお答えさせていただきたい部分があります。

今年度の公募に際しまして、周知方法としましては、ホームページへの掲載と、あと市内で介護事業所を運営してある法人に対しまして、文書、メールを通じて御案内をしているところです。それでも応募がない要因としましては、物価高騰ですとか資材高騰、それから今、阿部委員がおっしゃったとおり、介護職員の確保がかなり難しい状況が現在ございまして、各法人のほうでも新しい施設を整備することに対して二の足を踏まれている状況が今ございます。そう申しましても、市のほうでは計画をしていますので、できる限り整備の努力をしていかなければならないと思っております。

来年度につきましては、現在の方法にさらに加えて、各個別の法人に対して、もう少し整備できないでしょうかというアプローチをかけていけないか検討していきたいと思っております、その方法について、現在考えているところです。

以上です。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑ございませんか。上村委員。

○委員（上村和男君） 前からこういう施設の応募がないので皆さん苦勞してこられたと

思います。今もお話しになった、介護職に就く人のために安くてきれいな市営住宅を用意してありますというような話になると少し変わってくるのかなと思ってみたりいろいろあって、そういうまちづくり全体の中で考えないといけないので。もう少し中長期的なことをしないと、来年度は業者をせっついていろいろやらせまして言っても、どこの業者に、誰にやらせるつもりかというね。私などは、なかなか難しいので、経営も成り立たないですよ。

そういうことを言っていると、本当に高齢者の在宅にしたって施設にしたって、居場所が確保できるのかと。8期ですから、次は9期の計画を説明することになっているでしょう。あなたたちがね。この9期の中でどうするつもりかというふうに……。真面目に聞くと大変だから、そういう全体的なこととして計画される必要があるように私は思いますかね。そうしないと大丈夫ですかという。いつも大体、応募がないというか、あっても一つぐらいですよ。応募が全然ないときもあったでしょう。そういうのをどういうふうに見ていますか。

来年度は、業者を1件1件当たって言えばできると思っていますか。何かいい条件を用意して、筑紫野市でやったらこういうことがいいですよみたいなことを何か言うんですか。そういうのを考えてから言わないと、応募する人がいませんでしたって、また報告することになるよ。そう私は思うので、努力していただくというのは大事だと思うんだけど、そうたやすくはないでしょうがというね。

あなたたちだけに担当させておいていいのかというようなことがあるわけですよ。昨日は総務委員会で市営住宅はなくすとか、古いところはもうしませんよとか言っているので、新しくきれいなものを建てて、そういうことと結びつけるような計画にしていかないと、皆さんの第8期の介護保険事業計画も、第9期も、つくっただけあだ花になってしまうので、そういうことと併せて考えられたらどうかと思うんですけど。ここだけでごまかさないでくださいね。難しいのは難しいと言ってください。

○副委員長（城 健二君） 森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 介護職の確保につきましては、私たちが苦勞していらっしゃることは分かっておりますが、介護保険特別会計の中でとなりますと、かなり難しいところもあるというふうに思っております。

ただ、今後、高齢者の方がますます増えられることを考えますと、全体的に何かできる方法がないかについては今後も検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○副委員長（城 健二君） それでは、再開します。

引き続き、所管事務報告、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について、執行部から報告をお願いします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について御説明させていただきます。文教福祉常任委員会説明資料の3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の生活支援事業、高齢者の福祉施設事業及び介護保険事業の円滑な実施を図るため、3年を1期として計画を策定するものでございます。介護保険制度が始まりました平成12年度から14年度を第1期として始まり、現在は第8期、次期が第9期となります。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画の両計画は、目的、対象、内容におきまして共通する事項が多いため、一体のものとして策定することになっております。

1、計画期間でございますが、第9期は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとなっております。

2、計画に盛り込む主な事項ですが、地域包括ケアシステム推進のための取組、その内容といたしまして、日常生活の支援、介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進などにおいて、目標や指標を定めます。次に介護保険事業の必要見込み量です。どのぐらいの施設整備が必要か、給付費はどのくらいになるかを算定し、3か年の介護保険料を算出いたします。

3、策定スケジュールでございますが、令和5年3月までにアンケート調査を実施いたします。その後、11月までに調査結果の集約、分析を行います。また、介護サービス見込み量を算定し、設定をいたします。12月から令和6年1月の間に事業計画を策定し、その後、パブリックコメントを実施いたします。2月に給付費の見込額を基に介護保険料を算定し設定いたします。3月に事業計画を議会に報告し、改定した介護保険料に改めるため、介護保険条例の改正を行います。

4番、アンケート調査でございますが、1番の高齢者アンケート調査と2番の介護事業所アンケート調査を実施いたします。高齢者アンケート調査は2種類実施し、高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況、地域課題等を把握いたします。また、介護事業所アンケート調査では、介護職員、介護事業所を対象に3種類を実施し、在宅で暮らしている方で現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握いたします。これらの調査結果を分析することにより、計画策定の基礎資料といたします。

以上のスケジュール、内容で計画の策定を進めていく予定としておりますが、作業は業者に委託する部分が多いので、しっかりと連携、指示しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定についての御報告を終わります。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 計画に盛り込む主な事項ということで、地域包括ケア推進のための取組とあるんですけども、9期が終わるときにはこれは完成させておかないといけないと思うんです。このことについて、全く途中の進捗状況について報告がないんですけど、どのようになっているのでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域包括ケアシステムにつきましては6月に御報告させていただいておりますけれども、その後、地域コミュニティを中心に、生活支援や見守りについては生活支援コーディネーターと連携して進めているところでございます。医療と介護の連携につきましても、医師会と連携して進めて、入退院と介護の連携、また、み

とりについても今、進めているところでございます。

また随時、具体的な報告をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ほかにございますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほど第8期の事業の進捗について説明がございましたけれども、第9期において第8期の今の進捗状況を踏まえて弊害が出ていないのかをまずお尋ねしたいと思えます。

○副委員長（城 健二君） 休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 第8期計画の課題に基づきまして第9期を策定してまいります。先ほどの施設整備が進んでいない状況というのもございますので、来年度、令和5年度の公募の結果も踏まえまして、第9期の整備計画を策定してまいります。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今のことと関連するんですけども、今、9期の計画に盛り込む事項ということで、介護保険事業の必要見込み量が書いてありますけれども、8期のときもこれがあったのではないかと思います。そうすると、8期のときに必要見込み量がどうなっていたのかと、現状はどうなっているのか。計画と現状を目に見えるような形で資料としていただきたいと思うんですが、どうでしょうか、委員長。

○副委員長（城 健二君） 休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時17分

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの平嶋委員からの資料要求は取り下げることとします。

そのほかに。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 策定のスケジュールについてなんですけれども、パブリックコメントの実施についてです。12月から1月を予定されているということで、広く市民の声を取り入れるべきかなと私は思っているんですけれども、その中で、昨日の総務委員会のとときとかでも、別の事業の計画になりますけれども、パブリックコメントについて委員からいろんな指摘がございました。というのが、パブリックコメントの実施が12月の末から1月中旬にかけてなんですけれども、市の広報では1月号に掲載すると。ということは、12月には実施しているけれども市民の方に知られていないという状況が指摘されて、今、このスケジュールにおいてパブリックコメントを実施するということなんですけれども、広報の周知については、スケジュール的にどのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） このスケジュールでパブリックコメントを行ってまいりますので、適切な時期に広報とホームページを通じて市民の方に広くお知らせしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） パブリックコメントはこの時期に絶対に実施するというので、前もって、例えば11月の広報、12月の広報、また、ホームページへもなるべく早めに掲載することになるとは思いますが、その点はそういった理解でよろしいでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 委員おっしゃるとおり、前もっての周知に努めてまいります。

○副委員長（城 健二君） そのほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。11時半から再開します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時31分

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本常任委員会に新たに1名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告しておきます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、新型コロナワクチン接種の副反応疑いについて執行部からの報告をお願いします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、健康推進課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 健康推進課の安樂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） お願いします。

安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） それでは、自分のほうから所管事務調査、新型コロナワクチンの副反応疑いについて報告させていただきます。今から説明させていただく情報につきましては、接種が始まりました令和3年2月17日から令和4年11月29日現在の情報となります。

それでは、文教福祉常任委員会説明資料の4ページのほうを御覧ください。

まず初めに、健康被害救済給付についてです。相談件数につきましては18件、申請件数が12件となっております。うち3件につきましては、当市の予防接種健康被害調査委員会にて健康被害に該当しないとの判断で却下されています。そのため、国への進達件数に関しては9件となっております、うち2件については、医療費及び医療手当給付済みとなっております。なお、この2件の症例についてはアナフィラキシーショックとなっております。それ以外の7件につきましては、現在、国のほうで審査が行われている状況となっております。

次に、年代別の副反応疑い件数及び症状については、医師が報告を行う予防接種法に基づく副反応疑い報告制度により厚労省が把握したものから、当市に情報提供を受けた件数が17件となっております。うち16件に関しましては、報告基準に満たない通常の副反応で

あります発熱、倦怠感となっています。うち1件に関しましては、50代女性、ファイザー社製の2回接種後に狭心症疑いというところで報告が上がっております。

次に、副反応リスクに関する周知につきましては、公共施設にチラシ（心筋炎・心膜炎について）の設置及びホームページへの掲載、それから、接種券の送付時に予防接種の説明書を同封しております。次に、ワクチン接種後に、接種者全員に、ワクチン接種を受けた方へというチラシを配布しております、周知徹底のほうを図っております。

次に、集団接種におけるアナフィラキシーショックの対応につきましては、まず、接種会場に救急物品の設置、これに関しましては、筑紫医師会と協議の上、エピペン、それから酸素ボンベ、AED等を接種会場に設置しております。

次に、迅速な救急対応体制としましては、接種後の待機場所に看護師を必ず1名配置し、接種者の状況を観察、それから体調不良の人が発生した場合には、看護師及び職員が救急対応医師と連携し対応、それから、医療スタッフへ事前にエピペン等の救急医療薬品等の設置場所について周知を行っております。次に、救急対応をしていただく医師用に、アナフィラキシーショック対応のマニュアルを作成し、問診ブースへの設置を行っております。

また、ここには記載しておりませんが、集団接種開始前には消防署と救急搬送のルートの確認等の協議、それから、接種後に副反応が強く出た方に関しては、次回の接種からは集団接種会場ではなく済生会二日市病院や福大筑紫病院等の救急病院での接種を行っております。

以上の説明のとおり、アナフィラキシーショック等の救急事案に対し、筑紫医師会をはじめとする関係機関と密に連携を取り、安全迅速な対応に努めております。

以上、説明を終わります。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 健康被害救済給付についての中で、3件は、筑紫野市予防接種健康被害調査委員会で審査をされているということなんですけれども、この調査委員会について組織的な人員というのはどのような方なんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 当市の予防接種健康被害調査委員会について少し御説明させていただきたいと思います。

この委員会に関しましては、医学的見地から症例と予防接種の因果関係を調査する委員会となっております、委員に関しましては、委員長に筑紫医師会の会長、副委員長に当市の副市長、ほかの委員としまして医師会の副会長、それから市内の小児科の3名の医師、それから筑紫保健事務所長の計7名となっております。

以上となります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） その中で三つ目、国への進達件数で、2件はアナフィラキシーショックだったというところで、医療費及び医療手当が給付済みということなんですけど、この説明資料の四つ目のアナフィラキシーショックの対応について、しっかりした体制が取れているなど感じられるんですが、この2名は——2件を2名というふうに認識はしますけれども、この対応をされたのかというのをちょっと、事例としてそういった2件はこの対応に基づいて対応されるようなことになったのか。集団接種会場において、そういうふうなアナフィラキシーショックが起こってしまったということの認識でよかったですか。

○副委員長（城 健二君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） はい、そのとおりでございます。この2件に関しましては、集団接種会場でアナフィラキシーショックが発症し、その後救急搬送した事例となっております。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 9件のうち7件は今国のほうで審査されているということなんですけれども、本市の取組としては、もうここまでが自治体における役割という認識でよかったですのかということが1点と、あと、年代別のところ、うち16件は通常の副反応というところで発熱、倦怠感ということなんですけども、その下の50代の女性の狭心症だとか、そういった病名に基づくような事例というのは、なかったんですか。発熱、倦怠感等は先ほど説明がございましたけれども、ほかの事例はなかったんですか。

○副委員長（城 健二君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） まず、市の役割としましては、当市における予防接種の委員会の意見を、国に進達するという事になっていきますので、その先に関しては国のほうで審議されて、その結果が市に下りてくる形になっております。

次に、事例的なものに関しますと、すいません、休憩をいいですか。

○副委員長（城 健二君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 16件に関しましては、ここに記載のとおり、発熱、それから倦怠感となっております。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） こちら、1項目めと2項目めの件数についてもう少し説明をしていただきたいんですけども、1の健康被害救済給付については、申請件数は12件ありました。ただ、年代別の副反応疑いの件数は17件であると。この資料ではちょっとよく…、健康被害における副反応疑いなのか、2項目めのこの件数という数値に違いが生じているようですが、その点をもう少し説明していただけますでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 救済給付に関する件数、それから報告制度により厚労省のほうに通知があった分、これに関しては重複しておりません。

国が集計しているものに関しましては、当市が救済制度で上げた件数、それから、医師から厚労省から下りてきた件数、それで認められた副反応というところが実際に上がってきているのではないかと考えております。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ということであれば、2項目めの情報提供、厚労省が把握して情報提供を受けた件数のうちのうち1件は、50代の女性のファイザー2回目接種後の狭心症疑い。今、重複していないという説明でしたけれども、これは、何ですか、この健康被害給付における審査会等で議論されるべきなのかなと思うんですけども、どのような扱いになるんですかね。

○副委員長（城 健二君） 安楽課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） この救済制度に関しましては、本人からの申請が必要となります。この案件に関しましては、医療従事者の方で救済制度に関しては十分承知であるというところが1点。それから、この方に関しては既往歴がありますので、その中で主治医の先生との話の中で、因果関係はないというところで上がってきていないものと捉えております。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） すいません、また戻ってしまって申し訳ないんですけど、健康被害救済給付についての三つ目の、その7件は国において審査を今後されるということなんですけど、この7件の症状というものと年代が分かれば教えていただきたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 7件の症状につきましては、年代に関しては幅広いところになっております。症状に関してはアナフィラキシーショック等多種多様になっていきます。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、様々な副反応疑いを見受けられると。本市においてもこういって見受けられるというところで、今自治体において、接種会場を設けておられる自治体によって、ホームページ等で様々な周知においても取組がなされていることと思えますけれども、やっぱりそういった事例があれば、事例はやっぱりその救済制度においても、ホームページ等は私も確認はさせていただいているんですが、筑紫野市のホームページを見させていただいても、国のURLが貼り付けてあって、それは飛ぶようになっていてですね。何かもっと本市の状況にこう、こういった事例も確かにありますというふうな周知や、もう少し副反応に関する状況であるとか、ここをもっと視覚的にも、国のほうにURLで飛ぶような形じゃなくて、そういったポスターといいますか、そういった掲示、工夫をしていただきたいというふうな思いもあるんですけども、今後のホームページ等の周知、副反応疑いのあるような件数も実際これだけあって、そういう方はそういった健康被害救済給付という取組の中で申請されているといったのも周知していくことがいいのではないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 前田委員おっしゃるとおり、当初、この案件をどういったふうに周知しようかということでもかなり苦慮しまして、国の状況というのが日々変わっていくというところがありますので、今の現状に至っています。なかなかそれを集計して上げる業務のことを考えると、リンクさせるほうが一番ベストではないかというところ。それから、市のほうに疑いが上がっているというところはありませんけれども、これに関してはまだ副反応として認められたものではないことから、なかなか出しにくいと考えているところではあります。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） これはちょっと逆の方向からお尋ねしたいんですけど、3件が健康被害に該当しないということで、ワクチンとの因果関係がないということだったということですけども、その3件は御本人はどういう症状というか、どういうことで意識が落ちて申請されたんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） その3件の方に関しては、発熱、下痢、腹痛等の症状となっていて、通常の副反応やその症状の発症時期から考えると、ワクチンに因果関係がないと判断されたものになります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 最後なんですけど、後遺症のような案件というのは、報告というか、上がってきていますかね。

○副委員長（城 健二君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 今のところ上がってきておりません。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すいません、委員長、副反応とはちょっと違うんですけども、ワクチン接種に関してです。コロナの陽性判定が出て、次、ワクチン接種を打ちたいと思うときは、どのくらいの期間があったらいいんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 厚労省の通知によると、体調が回復してから3か月というのが一定の目安になっています。ただ、希望すれば期間を空ける必要はないという厚労

省の見解が出ています。

ただ、市のほうでは筑紫医師会との協議の中である一定のルールがありまして、1か月を空けることが一つの基準というところになっております。

最終的には、問診医が本人さんの体調及びその病状の症例を見て判断することとなっております。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、所管事務報告に入ります。

まず出席職員の紹介をしていただいた上で、介護給付の12月補正について執行部から報告をお願いします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 生活福祉課長の坂田と申します。よろしくお願ひいたします。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の永田です。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（城 健二君） お願いします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） それでは、介護給付費の12月補正について御説明をさせていただきます。

説明資料の5ページをお開きください。

まず、歳出についてでございますが、介護給付費、18歳以上のいわゆる大人の障がい者を対象とした福祉サービスに要する経費が対象となっております。今年度の介護給付費につきまして、福祉サービスの上半期の支払実績に基づき下期の推計を行い、不足分について補正を行うものとなっております。

補正増の要因でございますが、介護給付費に係る利用者数について、令和3年度と比較いたしまして、令和3年度827人、そこから令和4年度、推計ではございますが863人を見込んでおりまして、36人の増加を見込んでいるところでございます。

また、増加傾向のサービスを種別で見ますと、通所により入浴・排せつ・食事等の介助及び日中活動の支援を行う生活介護、共同生活における生活支援・介助を行うグループホーム、働く場の提供、就労訓練を行う就労継続支援、これらの利用が特に伸びているところでございます。

以上の状況を踏まえまして、続いて補正額についてでございます。介護給付費の予算額18億5,064万8,000円に対しまして、補正額5,438万9,000円。補正後の額は19億503万7,000円となります。

なお、介護給付費につきましては、全体の4分の3が国、県の負担で賄われます。補正の負担割合といたしましては、国が2分の1で2,719万4,000円、県が4分の1で1,359万7,000円、市が4分の1で1,359万8,000円となります。

最後に歳入についてですが、国、県の負担分について、それぞれ収入分の補正額として同額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ありがとうございました。

○副委員長（城 健二君） 休憩します。このまま休憩しまして、次、1時から再開します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、令和4年度保育児童課一般会計補正予算について、執行部から報告をお願いします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。保育児童課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育児童課長の嘉村と申します。よろしくお願いたします。

○保育児童担当係長（末吉裕美子君） 同じく保育児童課、係長の末吉です。よろしくお願いたします。

○副委員長（城 健二君） お願いします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和4年度保育児童課一般会計補正予算についてということで、御説明をさせていただきます。

まず、児童福祉施設整備事業についてでございます。このたび福岡県待機児童対策総合推進事業費補助金の要綱が示されまして、二つの事業、1番目が保育の受皿整備の促進事業、この実施によって定員が増加する事業でございます。2番目に保育士確保事業。この二つについて補助をする事業が活用できることとなりました。

市として活用できる事業につきましては、1番については、児童福祉施設整備事業、補助金の上限額が350万円ございます。2番目が保育士家賃補助事業、補助金額の上限が150万円となっております。この事業を活用させていただくために補正予算を計上しております。

歳入につきましては、待機児童対策総合推進事業補助金として500万円を計上しております。

また、歳出につきましては、児童福祉施設整備事業に350万円を計上しております。

保育士家賃補助事業につきましては、財源として150万円を充当する予定としております。

また、当初から予定しております児童福祉施設整備事業は、1園についてお話しします

と、補助基準額が3,500万円に対して国3分の2、市12分の1の補助割合——これが合計すると4分の3になるんですけども2,625万円を上限に補助することとしておりまして、残りの4分の1の事業者負担分の一部にこの福岡県の待機児童対策総合推進事業費補助金で受けました補助金を活用し、2園で案分する予定でございますので、175万円を上限に事業者補助する予定となっております。

また、今回児童福祉施設整備事業を活用します小規模保育事業所につきましては、募集概要を小規模保育事業A型——保育士の配置が保育所と同じ形になります、募集数が2か所、利用定員が19人、開園時期5年4月1日としまして公募したところ、小規模保育事業所を設置運営する事業者について9者より応募がありまして、審査の結果、事業所を決定しております。

事業所と実施予定地については、合同会社ハートフルが美しが丘南1丁目12-5、株式会社キッズ・プランニングが筑紫野市二日市西2丁目10-5になっております。

続きまして、障がい児保育事業についてでございます。この事業についての目的は、障がい児保育事業を実施している私立保育所に対し保育士の加配分を助成することにより、入所児童の安全と保育内容の充実を図ることを目的としております。

対象施設は私立保育所でございます。

補助額につきましては、障がい児1人に対して保育士を1人加配した場合、日額7,200円掛ける21日掛ける職員の配置月数を補助しております。

補正予算の内容としては、当初予算に1,814万4,000円を計上してございました。補正予算額として362万9,000円を今回計上させていただいて、補正後の予算額としては2,177万3,000円となります。

令和4年度の配置数につきましては、各保育園と人数を計上しております。人数については、この事業の対象として保育士を加配した児童数になっております。当初予算では10人を予定してございましたけれども、配置数が12人となりまして、このたび補正予算を計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 児童福祉施設整備事業についてなんですけれども、今回福岡県の

ほうで補助金が改正されたということで、活用できる市の事業に対して補助上限額を補正されるということだと思えるんですけども、従来の小規模保育事業の設置において、金額的な市の負担だとか事業者の負担というのがどこからどう変わったのかというのをもう少し説明していただけたら理解がしやすいんですけども。この県の活用できる補助の事業において、従来はこうだったけれどもこの制度でこう変わったというのをもう少し金額面含めて教えていただけますでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 当初予定しておりました児童福祉施設整備事業についての補助額につきましては、国、市を合わせまして1園につき2,625万円を上限に補助をする予定でございました。残りの金額については事業主が負担するというところになっておったんですけども、その残りの分に対して175万円を上限として県の補助金を活用する予定でございますので、上限全部使うという形になれば、2,625万円と175万円を補助として受けていただけるということになります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） すみません、私もちょっと記憶が曖昧であれなんですけれども、最初の整備事業において国が3分の2、市が12分の1、事業者4分の1への補助というものはもともとなくて、今回この県が設けた補助金によって県からの財源の補填があることによって変わっていきますよという認識でよろしかったですかね。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい、今前田委員がおっしゃられたとおりでございます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 次に、小規模保育の公募についてなんですけれども、今回公募の結果9者より応募があったということなんですけれども、9者のうちこの2者を選ばれた選定の方法等、どのような審査をされてこの二つに絞られたのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 選定につきましては、1次審査におきまして応募資格の審査をしております。また、2次審査については面接審査を行いまして、事業者の運営の状況であるとか、今度実施していただく小規模保育事業所の運営の方針などを確認しております。その結果、2者に選定をさせていただきました。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 1次審査と2次審査を実施の上、この2者が決まりましたということなんですけども、2次審査の面接等によって今後のその運営実態というか運営の方針とかそういったのを審査されたということで、そこについて、9者募集があってその審査の過程でやっぱり絞られているじゃないですか。7者は何が審査の中で……、7者は今回は公募したけど2者というもとの予算の上で決定されたということなんですけど、今後も踏まえて、結局その7者に対しては、市のライン的には全然問題はなかったんですかね。問題がなくてやっぱり今回2者ということだったので、もう2者を選定されたということですかね。

○副委員長（城 健二君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時11分

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず、一次審査の段階で、こちらの事業実施の開園時期、令和5年4月1日に開園していただきたいというところの公募をしておったんですけれども、1者についてはどうしても4月1日に開園が間に合わないということが分かりましたので、話をしまして、そちらのほうは残念ながらというところになっております。

あとの8者につきましては、それぞれ御自身で小規模保育や保育園、それから企業主導型保育所などを運営されておまして、それぞれ特色のある保育をなさってあって、説明などもしっかりと聞かせていただいたんですけれども、やはりどうしても2者に絞らないといけないということがありましたので、よりよい企業様というところで2者を選定させていただいたところでございます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 分かりました。であれば、今回新規事業なので結構審査にも苦慮されたのかなと思っております。その中でも、この2者に対して事業者を決められたということなんですけども、それぞれの実績といたしますか、市内の保育を担っておられるとか、ほかにも他市にはなるけども保育事業等されている実績というものはあるんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 1 時12分

再開 午後 1 時12分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） それぞれに実績がございまして、合同会社ハートフルにつきましては、福岡市内に企業主導型事業所 3 園運営をされておられます。また、株式会社キッズ・プランニングにつきましては、市内に企業主導型保育事業所を 1 園、市外に小規模保育事業所を 7 園、企業主導型保育事業所を 3 園、病院内保育事業を 3 園実施しておられます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 新設される保育のハード面含め保育従事者等の雇用の確保というものは進捗的に進んでいって、先ほど説明がございましたけれども、4月1日の開園に向けて進捗的に影響はないものと現段階で捉えてよろしいでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和5年4月1日開設に向けて、事業者様と併せて私たちのほうもアドバイスをしながら準備を重ねておりますので、4月1日に開園できると考えております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今後の方針なんですけれども、今回2園、2者の募集をされたけど9者応募がございましたと。1者はスケジュールの関係で多分辞退をされた経緯があるというふうに存じますけれども、市の今の待機児童数の現状において、私はまだまだ整備というものが人口増等に伴ってまだ需要が高いのではないかなと思っているんですけども、今後の令和5年度、また6年度と、今事業者さんにおいても需要があるということは、これはチャンスとして捉えてもいいのかなと思うんですけども、今後のそういった方針とございますか、こういったものを見分けながら整備量というものを拡充していくのかというのは、今後どのように考えておられるのかというのを伺いたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今後、この小規模保育事業所を開設しまして待機児童がどのような状況になるか、また人口の推移なども勘案しながら、今後の待機児童対策についての検討を重ねていきたいと考えております。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑のある方はございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 次に障がい児保育事業があるので、ここでもいいかなと思ったんですが、ぜひここで聞いておきたいので。

よく保育内容が筑紫野市は人権保育だとか伝統があって、一人一人が優しい気持ちになるような保育を心がけているというか、そういうふうなのが私はあるように思うので、そういう点での保育内容を維持するといいますか、貫くようなことはどういう面で保障されていくかと。あなたたちがこういうふうにして小規模園をつくって何か勧誘するようなことで少しは内容を維持する、あるいは筑紫野市の保育内容を広げていくようなことについても、何か考えておられるか。これだけは聞いておきたいと思います。

あとは、もうこっちの障がい児保育のほうでまた聞きますから。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和4年4月1日から、いきいきほいくえんを開設したときにも同じような形を取っておったんですけれども、やはり公立の保育所と私たちのほうが新しく新設保育する保育園と連携しまして、筑紫野市ではこういった保育をしているというところを継承するために、つながりを持って保育を進めていただくということを心がけております。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 先に言うときます。虐待が話題になっていますから、そのようなことはない、筑紫野市ではそういったことはきっとないというふうに誓えとは言いませんので、そういうことをやっぱり心がけていただければ。一番大切なのは子どもたちですからね。しかし、保育士にゆとりがなかったりいろいろあったりしてくると、難しくなったりする面があるので、そこをつかさどっているあなたのところから言えば、そういう全体を見てコントロールできるか、あるいは支援できるのかというようなことを……。

○副委員長（城 健二君） 上村委員、マイクをお願いします。

○委員（上村和男君） すみません、もう戻りませんので。

そういうふうにしていく必要があるのではないかと考えていますので、あなた方の役割のようなことが大きいというふうに思いますので、その点どうなのかをお願いします。

○副委員長（城 健二君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時19分

再開 午後 1 時20分

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 筑紫野市におきましては、やはりもう以前から公立保育所を中心に一人一人を大切にする保育を推進してまいりました。私立園においても、やはり公立園と歩調を合わせていただいて、これまで歩んできた経過がございますので、私どもがやはりそれを継続していくのが役割だと思っておりますので、本当に一人一人を大切にする保育を推進していきたいと考えております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 戻って申し訳ないんですけども、小規模保育事業について、ちょっと確認なんですけど、今は令和5年度に向けた保育の申請等がなされているかと思うんですけども、その中でこの小規模保育というものを市民の方が選択されているような実態があるのかというのがまず1点と、あと以前も連携保育について質疑をしたことがあるんですけども、今回のこの事業者2社に当たっては、3歳からですね、連携保育というものが今現状どうなっているかというのを伺いしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 新しい小規模保育事業所、市内で初めて実施するというのもございますので、パンフレットにも御紹介する形で皆さんが選択していただけるように、今までの認可保育所のパンフレットの中に2園も入れまして御紹介をしている状況でございます。

ちょっと今受け付けている段階で、私もちょっと選ばれた方があったかどうかの確認をまだできていない状況ではございますけれども、選んでいただけるように努力をしております。

連携施設につきましては、すみません、ちょっとまだ申し上げられないんですけど、現

在調整中で実施までには何とか調整をしていきたいと考えております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 調整中ということであれば、その申請する段階において、保護者さん等困惑されるのかなと思うんですよね。というのも、ゼロ歳から2歳まではこの二つの事業所で保育業を担っていただくとは思いますが、その中で3歳児に上がられたときに自分たちがどこの保育園に行くのかというのがまだ決まっていないということであれば、非常に選択肢として狭まってしまっているような状況なのかなと思うんですけれども。

その調整というのはスケジュール的に募集が今もう始まっています、4月1日開園でというところを考えれば、早急に調整していかなければならないと思うんですけれども、現状は、調整は分かるんですけれども、どのようになっているんですか。その調整の中身といいますか、いつまでに決まるとかですね。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 1園につきましては、内容の確認を行っている段階でございます。もう一園につきましては、園と協議を行っている段階ですので、前田委員言われるとおりに早急に行わなければならないと考えておりますので、私もそこの中に入って早く進めていきたいと思っております。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑のある方。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 障がい児保育事業の補正予算の362万の補正額の内訳、どんなふうにしてこれが出てくるのか、どうして補正をやったのかということが1点と、ここに配置数をずっと保育所名を書きいただいで、表で障がい児入所者数の数字が出ておりますけれども、ちょっとここに加配の保育士というのは何名ずつになるのか。それをちょっと具体的に教えてください。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず、補正予算の362万9,000円の内容でございますけれども、障がい児保育についての分の資料の3番目の補助額のところで7,200円掛け21日となっております、あと12月配置したところで2名分を計上させていただいております。

それから、配置している保育士の数は障がい児1人に対して1人でございます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 障がい児1人に対して1人と。ここで言うと12名いらっしやいますから、12名、これが120になるのはどうしてですかね。当初予算をそういうふうに計算すると120を掛けてあるんですよ。さっき7,200円掛け21掛け、たしか120を掛けると1,800万になるんですよ。だけ、ちょっとそこが分からない。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 1,814万4,000円の内訳につきましては、7,200円掛ける21日掛ける12月掛ける10人。10人が当初加配される予定で予算を組んでおりましたので。7,200円掛ける21日掛ける12月を掛けまして、これを1人分として10名分を計上させていただきます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 当初は10名分だったけども、さっき今補正で2名を増やしたので12と。分かりました。じゃあ、その2名はどこが増えたんですか。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 当初は、年度ごとに配置を考えておまして、昨年度からの継続の方やまた新しく入られた方などを含めますので、どの園の誰の分が増えたということではないんですけども、今年度配置する数として12名となったというふうに考えております。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ちょっと確認。そうすると、当初から全体を考えると12名分必要だったんだけどという意味ですかね。今から先が必要になったからこの補正を組んだのではないかなと僕は思って、どこかが2名プラスになったというふうに理解するんですけども、今の説明はそうじゃないんですね。ちょっと理解がそこできないんですけども。2名増えた理由をもう少し説明してください。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 当初予算においては、昨年度の実績などに基づきまして例年10名程度必要だというふうな数字で計上させていただいております。実際、入所前から相談などをしておるんですけども、去年度加配をしていたからまた学年が上がっても加配するのかというところはまだ分からないところで、子どもさんの状況によっては加配をしなくなる場合もありますので、そういったところで改めて4年度に各保育園が必要な加配の人員を計上していただいたところ12名ということになりましたので、今回このた

び補正予算で2名を増員させていただきました。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の説明、予算を組むときには10名って思ってたんでしょう。今ずっと園からいろいろヒアリングすると12名必要ですよということで2名必要になったから今補正予算を組んだという今の説明だったろうと思うんですが、その2名増えたという理由は何ですかね。障がい児の方が増えたわけでもないんでしょう。増えたんですか。そこ、はっきりすれば分かるんですけども。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） お一人お一人の詳細はちょっと今持ち合わせていないんですけれども、新規に入所される方にも加配をつけておりますし、このたびいきいきほいくえんさんが初めて、令和4年4月1日からということもありますので、そういったところで2名が不足になったというところがございます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 確認。今いきいきほいくえんさんが2名増えたという説明やったんですかね。ちょっとそこ。そこ2名増えたというのが分からん。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 要因はいろいろございまして、例えば去年加配をさせていただいていた児童さんも卒園される場合もございますし、新しく入所されるお子様にやはり加配が必要だという場合もございますので、去年度と改めて今年必要な加配をさせていただきたいというところを合計しますと12名となったので、2名だけが新しく入所されたというわけでもなく、入れ替わりなどがあって最終的に12名となったという状況です。

（「現場からの要望でしょうからね、それが重視されて」と呼ぶ者あり）

○副委員長（城 健二君） いいですか。

○委員（平嶋正一君） はい。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査に入ります。執行部から報告をお願いします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、認可保育所保育園及び認定こども園における子どもの安全確認についてでございます。

これまでの動きということで、令和4年度について、ここに書かせていただいております。

9月8日、他県ではございますけど事故が起きました後になります。福岡県より「保育及び附帯サービスにおける安全管理の徹底について」という通知がございまして、市内の保育施設管理者に対しまして、さらなる安全の管理の徹底について依頼をしております。

福岡県においては、昨年、一番下のほうにマニュアルというふうに書いていますけど、「福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針」というものがございしますので、この徹底を行っていただくように依頼をしております。

また、9月13日には、福岡県より調査依頼がございまして、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査の実施について、依頼がございましたので、これもタイトルは特別支援学校まで書いてありますが、保育児童課で所管しておりますのは保育所、認定こども園になります。保育施設管理者のほうに調査依頼をしております。また、この回答を基に県による実地検査が行われております。

10月4日、市において所園長会議を開催しております。9月8日の福岡県通知を受けて、安全管理の徹底を依頼しております。バスのみではなく、やはり保育中、全ての時間において安全管理の徹底をお願いしたところでございます。

それから、10月13日、福岡県より通知がっております。バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について、保育施設管理者に対して周知をしております。

また、11月16日には、これも福岡県より通知がっておりますが、大阪府岸和田市における事故を受けまして「子供の出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」という通知がございまして、保育施設管理者に対して安全管理の徹底を依頼しております。

また、県と市では指導監査を行っておりまして、県市の合同で実施しております。指導監査においては、全園において登園管理の項目や送迎車両を保有している園については児童の車両送迎の項目において、それぞれ状況の確認をしております。

また、先ほど言いましたように、県においてバスの送迎・安全管理の実地調査も行われ

ており、安全に運行されていることの確認をしております。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 指導監査においては、縣市合同で実施されたということですが、これは結局いつ行われたのかということが1点と、どのような体制で行って監査が行われたというのを説明していただけたらなというふうに思います。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） この指導監査というものは、例年行われている運営全般に対する監査でございまして、その中で登園管理や車両の送迎についても確認をしております。

こちらの確認は、主に県の職員さんのほうが確認をされている状況でございます。実際バスも確認しながらマニュアルや送迎時の体制、それから受入れ態勢なども確認をしております。

さらに、県が今回の事故を受けて、バス送迎・安全管理実施調査ということで、また1園ずつ県の職員数の方がバス送迎車両を持つ園に出向きまして、再度マニュアルから実態の確認をしております。

以上になります。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 一部報道では、国のほうもこの事故をもとにいろいろな対策を考えられているのかなと思うんですけども、その際にバス等の車両に何か安全を満たすような整備等を計画されているという報道もありましたけれども、今国の動きというのはどのように変わっておられますか。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今回成立した国の第2次補正予算のほうに計上されているということですが、安全装置をつけるための補助という形を聞いておりますが、仕様とかそれがどのように実施されるのかというのはまだ国のほうから示されておりませんので、そういった仕様等示されましたら、対応を適切に行っていきたいと考えております。

○副委員長（城 健二君） ほかに。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ちょっとバスとは違うんですけども、静岡県で事件がありましたよね。これについては、何か今後のことを考えてあるんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 新たに起こった事故といたしますか、事件につきましては、まだちょっと詳細が私たちのほうには報道以上のものが入ってきていない状況ですので、国、県からまたその情報をいただいて、どういった状況で起こったのか、どういうふうに対策をしていかなければならないのかというところを確認しながら、これまでも保育というのはいろんな事故などが起こるたびに対策を重ねてきたところでございますので、さらにまた起こってはいけない事故などが起こらないように、保育内容の確認を行っていきたいと考えております。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑ございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 最後に、私たち委員会としては、こういった調査を基に市の動きとか県、国の動きとかは調査することはできるんですけども、今回県市合同で実施される、これ例年指導監査というものが実施されている状況ですけれども、そういった中で、市としてもやっぱり現場に出向いて、しっかり昨今のこのバスの事故とか様々な状況の中で適切に監査等を市の職員さんが担っていただかないと、私たちもここまでしか多分調査できないと思うんですけども、その点どのように再度考えておられるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 先ほどちょっと説明が不足していたと思うんですけども、この指導監査の実施に当たっては、市の職員も各保育所に出向いて監査をしております。現場の状況を見ております。

今回、ちょっとバスのほうは私も実際園に行ってみせていただいております。そういったところも重ねていきたいと思っております。

○副委員長（城 健二君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで、執行部職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時42分

再開 午後 1 時43分

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をいただいた上で、令和4年度子育て支援課一般会計補正予算について、執行部から報告をお願いします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、子育て支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく子育て支援課、母子児童担当係長の森田と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 同じく子育て支援担当の係長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） よろしくお願いします。

それでは、岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、すみません、文教福祉常任委員会説明資料を使って御説明いたします。9ページをお開きください。

主な歳出は、表の①から③の事業でございます。補正を行う事業名とその概要及び理由を事業ごとに説明をさせていただきます。

まず、①の母子生活支援施設実施事業ですが、こちらは18歳未満の児童を養育している母子家庭の母親が様々な理由により児童の養育が十分にできない場合において、母子共に入所させ、母子の福祉の向上を図る目的で行うものです。市が措置を行い、当該施設に入所の手続きを取ります。

現在、令和3年度より継続して入所している世帯1件のほかに新たに入所の相談や措置の可能性のある家庭が現れましたので、見込みを含め4件分の補正を計上させていただきました。

次に、②の助産施設実施事業ですが、こちらは出産に当たり経済的理由により入院助産を受けることができない場合に市が措置を行い、助産施設いわゆる病院になりますけれども、こちらに入所をさせるものです。本事業は、その必要性が突発的に発生することが多いこと、また現在措置の可能性のある妊婦が出現しておりますので、見込みも含め3件分の補正を計上させていただきました。

最後に③の妊婦健康診査事業ですが、事業概要については皆さん御存じかと思っておりますので省略させていただきます。こちらは、健診の請求額が当初の見込みよりも上回る予想がされたため補正を計上するものです。

請求額増の背景としましては、令和3年度の母子健康手帳交付数が926件とコロナ禍以前程度に戻ったことや、令和4年度から新たに超音波検査1回分が追加されたことに影響しているものと思っております。

1の歳出についての①、②事業については、児童入所施設措置費等負担金がございますので、国及び県からの歳入も増額することになっております。③の妊婦健康診査につきましては、市の単費事業でありますためここには含まれません。

以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すみません、①の件数が増えたのをちょっと数字を聞き損なったんですけど、何件が何件に増えたっておっしゃったのか、もう一回確認をお願いします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） ①につきましては、見込みも含め4件分、②につきましては、見込みも含め3件分を計上させていただいております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連してなんですけれども、1、2の利用者が大体どれぐらいの世帯いらっしゃるのかということと、相談者の増減もあったかなと思うんですけども、どれぐらい相談者もいらっしゃるのかなと思ひましてお伺いします。

○副委員長（城 健二君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） ①の母子生活支援施設につきましては、今現在利用している施設が1世帯でございます。実際に相談があっているのが3件、そして今の実績からいくと残り1件ぐらい出てくるのではないかという見込みで、先ほど申し上げたように

見込み4件分の補正を上げさせていただいたところです。

②の助産施設につきましては、今年度はまだ1件の助成になっておりまして、今相談が2件、見込みをさらに1件追加して計3件分の補正を上げさせていただいたところです。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 一般的に子育て世帯の生活困難が増えているというふうに言われているのが背景にあるのでしょうか。人数が増える見込みよりも増える、あるいはあと1人はどうも1件ぐらい増えそうだという、そういう見込みの背景のようなことね。今のよう状況が続くと、とてもあなた方の仕事はもっと重要になるので、もっと見込みは高いほうがいいんじゃないのという、こんなもんじゃないんじゃないかというのが私たちのところへ漏れ聞こえてくる子育て世代の困難さというのはいっぱい聞くものですから、こんなもんかなというふうに。実際届いているのがそうだけで、届いていないのがあるのもっとあるので、手が行き届くように、目が届くように、そんなことがひよっとしたら求められているのかもしれないと、余計なことですけどそう思ったもんだからどうですかとお尋ねしたいところなんです。

○副委員長（城 健二君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 委員がおっしゃられるように、コロナ禍で困窮されている世帯というのは、母子に限らずやっぱり増えてきているのではないかと思います、この①の母子生活支援施設につきましては、確かに経済的な困難も理由にはなるんですけども、DVなどで居所を隠したい、マル秘にして入所したいという方の保護施設の意味合いもございますので、そういった意味ではここが爆発的に増えるということは今のところ見込んでおりません。年度によっては確かに7件とか出たこともあるんですけども、ゼロ件のときもございます。

以上です。

○副委員長（城 健二君） ほかに質問。上村委員。

○委員（上村和男君） 経済困難というのが背景にあるとDVというのは起こりやすいというのはよくお分かりだと思うので、そういうことが長く続くとDVも起こるし虐待も起こるし、様々なことがそういうことが背景に起こってきているというふうに私は見ているので大丈夫ですかと、そういう構えで大丈夫ですかって聞いているので、これは大丈夫ですと言うならそれでいいんですけど、来年になると、今年の年末を越せるかどうかという人たちが結構いるように思いますので、もう一度聞いておきます。DVの関連ですから大

大丈夫ですという話ならば、本当に大丈夫かというふうだけに、そういう意見として受け止めとってもらってもいいですから。

○副委員長（城 健二君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 委員の御指摘のように、あらゆるところに気を配って、今で言ったら、特にDVでいきましたら人権政策男女共同参画推進課、それから保護課であったり、それから警察、県と連携を取りながら、必ずそういった方が漏れないように努めていきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ②の助産施設実施事業についてなんですけれども、当初予算額が1,000円で補正額が160万円ほど増額しているんですけれども、今回1件プラスの相談件数を踏まえると2件プラス1件の増ということなんですけれども、そもそもこの事業って当初予算から比べてどういった事業の予定だったのかという、もう少し中身を教えていただきたいのが1点と、あと三つ目の妊婦健康診査事業ですかね、これは母子健康手帳の交付数増、これ単純に出生数が増加したというよりは母子手帳自体がまとめて購入されるという意味でのこの令和3年度という記載があるのか、その認識をちょっともう少し教えていただきたいなと思います。

○副委員長（城 健二君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、1点目の助産施設の分ですけれども、こちらが当初予算には見込み、名目で上げておまして1,000円での予算額になっておりますが、発生しましたときには速やかに調整をして歳出し、その後補正を組ませていただくということで毎年させていただいております。

2点目の③妊婦健康診査事業なんです、先ほど926件と言いましたのは令和3年度の母子手帳交付数になります。令和3年度に交付した方については、妊娠から出産が令和3年、令和4年にかかるというところで、前の年度、令和3年度に交付した母子手帳の数が影響することが予測されるという内容でございました。

以上です。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで、執行部職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 1 時54分

再開 午後 1 時55分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、学校給食費の減免対象についてについて執行部から報告をお願いします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 教育部長の長澤でございます。午後からの教育関連の審査につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより学校給食課の職員を自己紹介させますが、まずちょっと皆様に御礼を述べさせていただきます。11月11日金曜日に共同調理場の視察をしていただきまして、大変お忙しい中、御足労いただきありがとうございます。これからも安全で安心なおいしい給食を提供できるように努めてまいりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、自己紹介させます。よろしくお願いいたします。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） こんにちは。学校給食課、課長を拝命しております倉掛と申します。よろしくお願いいたします。

○共同調理場担当係長（田中宏一郎君） 共同調理場担当係長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） よろしく申し上げます。

倉掛課長、お願いします。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） それでは、いただきました調査の内容にしたがって御説明させていただきたいと思えます。資料をお渡ししておりますけれども、学校給食費の減免対象についてということでございます。

1、学校給食費の減免措置の現状ということで、食物アレルギーがあるため給食を食べない場合、給食費の減額の区分は、牛乳、パン、米飯、おかずがあります。おかずは全てのおかずを食べない場合に減額となります。括弧書きでおかずの一部を食べない場合は減

額の対象外という取扱いをしております。

2番目です。食物アレルギーがあるために欠食や弁当、代替品を持参する場合に、給食費を減免している市町村の事例等についてございます。このことにつきまして、近隣自治体及び県内センター方式の共同調理場がございますので確認をいたしたところ、食物アレルギーがあるため欠食や弁当、代替品を持参する場合、減額の対象は牛乳、主食——パンもしくは米飯、おかずという単位で減額をしているかということで、おかずの一部を食べない場合は減額の対象外ということで、県内全ての自治体が本市と同じ取扱いになっているという状況でございます。

3番目でございます。食物アレルギーのため、欠食や弁当、代替品を自宅から持参する児童生徒の割合ということでございますけれども、表をつけてございます。小学校で、11月1日現在の児童数が6,094名で、弁当を持ってきている児童が90名ですので、割合としては約1.5%。下段中学校で、11月1日現在で生徒数が3,020名、弁当を持参している生徒が10名ですので、割合としては約0.3%。合計で9,114名のうち100名が弁当を持参しているということで、全体で見ると約1.1%がそういった対象になっておるということで報告させていただきます。

説明は以上になります。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 1項目めの学校給食費の減免措置の現状についてなんですけれども、他市町村とかは要綱で具体的に内訳を示していたり、減額の対象となる金額も明記しているようなところもあるんですけど、うちの市の取扱いとしては、結局この品目において幾ら減額されるのがちょっと分からないんですけども、要綱等で定められているんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 取扱いにつきましては、当然毎年牛乳の単価とか米飯の単価が変わってまいりますので、毎年その単価が出た段階で、学期の当初の段階で事務担当者の説明会をいたしまして、そこで牛乳は幾らでやってください、御飯についても小学校の量では幾らでやってください、中学校の量は幾らでやってくださいというようなことで通知をして、学校のほうにそういった事務をやっていただいております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今説明では、もう毎年やっぱり単価が変わることから定められていないということだろうなというふうに捉えているんですけども、参考までに令和4年度においての今の減免措置の牛乳、パン、米飯、おかず等はどのような扱いになっておられますか。

○副委員長（城 健二君） 課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 金額ということで申し上げます。金額で言いますと、御飯です、小学生の御飯は62円、中学生の御飯が70円。パンについては、小学生のパンが53円、中学生のパンが57円。牛乳は小中学校同じ200ccを提供しておりますので54円になりますが、中学校のみ夏場、300ccを提供しておる時期がございまして、300ccが81円という単価で今年は事務をやっていただいております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） おかずについては、一部を食べない場合は減額の対象外だということなんですけども、現在、今説明がなかったということは、おかずに関しては特にこの減免措置の現状はないというふうな認識でよかったですか。

○副委員長（城 健二君） 課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） おかずのみで対象となっている方はいらっしゃいません。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 三つ目の項目で、弁当等を持参される方がいらっしゃるということなんですけれども、これじゃもう通年ずっとというような状況の数値なんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） これは現時点で調査をかけた内容がこういった状況になっておりますが、アレルギーというのはやっぱり個人差がございまして、特に中学生の段階は、成長期に入ると乳、卵のアレルギーが症状が随分緩和されてくることが多いようですので、今お示したこの数字は現段階の調査に基づいたもので、調査した時点においてはまた数字が変わってくる可能性はあると考えています。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先日も市民の方からそういった質疑もございまして、特に添加物についてちょっと質疑もあったんですけども、今小学校給食において添加物の取扱いの規定というか、というものはあるんです。

○副委員長（城 健二君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 添加物に関しましては、当然厚生労働省において使用が認められた範囲のものを使用しております。共同調理場で特に定めていることではございません。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 例えば、ヨーグルト等のデザートというものは、結局調理場で作られるというわけじゃなくて、恐らく卸業者さん等で購入されて子どもたちに食べていただくものであると思うんですけども、その中の材料等も結局は今の説明ですと厚生労働省が定める添加物だったら問題ないという認識でよかったですか。

○副委員長（城 健二君） 課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） おっしゃるとおりでございます。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑ある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで、執行部職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 2 時 06 分

再開 午後 2 時 16 分
————— ・ ————— ・ —————

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩中に引き続き、会議を開きます。

所管部事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、ヤングテレフォン相談事業の見直しについてについて、執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課に変わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅土君） 生涯学習課、係長の野美山と申します。よろしくお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） お願いします。

檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、所管事務報告としまして、ヤングテレフォン相談事業の見直しについて説明させていただきます。資料を御覧いただきたいと思います。

ヤングテレフォン相談事業の見直しについて。

目的としまして、ヤングテレフォン相談事業は、青少年の電話離れや国・県等の相談事業の拡充などもあり、青少年の相談件数は減少傾向にあります。社会の複雑化や人とのつながりの希薄化により、現在も青少年の抱える問題は存在しておると考えております。そのため、今後も青少年の相談事業を継続、実施していく上で、事業名称、受付時間、相談体制、相談方法等を一部変更し、より効果的な事業となるよう見直しを行うものです。

見直しの内容としましては、新たに面接による相談を始めることで、相談方法の選択肢を増やします。面接相談では、電話では見ることができない相談者の様子を把握でき、これまでとは違う視点で支援を行うことができると考えております。傾聴を中心とした相談では難しかった生涯学習課職員との情報共有や他部署及び他機関等との連携を強化します。相談員は、相談対応に加えまして、国・県・民間団体等が行う相談事業の児童生徒への紹介や活用方法の周知に加えまして、青少年に関連する業務を行うようにしたいと考えております。

事業の比較の表をつけております。見直し後の事業内容としまして、まず事業名称を青少年相談事業としたいと考えております。対象者につきましては、変更なく青少年とその保護者といたします。受付時間を月曜日から金曜日の9時から17時と変更したいと考えております。相談方法につきましては、電話、メールに加えまして面接の相談を新たに追加いたします。相談員体制をこれまで2名体制だったものを1名体制といたします。相談員の業務につきましては、相談対応に加え青少年関連業務も担うように変更、見直していきたいと考えております。相談場所につきましては、これまでは非公開としておりましたが、面接相談なども入りますので生涯学習センターの相談室を利用して相談を行っていきたいと考えております。

2枚目につきましては、国・県の青少年相談事業についての表をこちらのほうに掲載しております。

現在載せている分に加えまして、11月28日から福岡県のほうで県内の子どもと保護者などを対象とした親子のための相談LINEというLINE相談も新たに始まっております。こちらは毎日10時から20時までの相談となっております。二つ目の表は、民間の団体が行

っているSNS相談事業を掲載しております。三つ目の表につきましては、筑紫地区の青少年相談事業の状況について掲載しております。

このように事業の見直しを行いたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしく願いいたします。

説明につきましては、以上です。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 事業を見直されて、これは令和5年度からこういった体制に変わるという認識でいいのかをまず1点お伺いいたします。

○副委員長（城 健二君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 令和5年度から変更したいと考えております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 相談方法なんですけれども、今回新たに対面式の面接、相談員による面接が新たに加わっていきまして、そういった場合、面接をされておられる方はこの相談員体制の1名の方が恐らく対応されることだと思うんですけども、そのほかの電話等の対応はどのように考えておられますか。

○副委員長（城 健二君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 相談員がほかの対応をしている場合につきましては、生涯学習課の職員が電話を受けまして、次に空いている時間等をあらかじめ把握した上で、電話をかけられた方にこの時間に電話してほしいということで御案内をする予定としております。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 見直しの内容で相談方法の選択肢を増やしますというふうになっているんですが、実質相談員体制は2名から1名に減らすという、ちょっと矛盾していませんか。

○副委員長（城 健二君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） これまでも相談電話は1名体制で受信をしております、相談員自体は2名体制ではあったんですけども、実質は1名分の回線しかございません

でしたので一人で受けておりました。今回、このような形で変更することで生涯学習課の職員も関わってくることで、より受けやすくなるというふうに考えております。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 職員の方、何人ぐらいこれに関わるんですか。一応、電話と面談がバッティングしたときなんか、大抵二人は要るでしょう。

○副委員長（城 健二君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課の職員全員で受付については行うように考えております。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今、幾つか質疑が出とって、全くそのとおりでろうと思うんですけども、相談方法は増え、相談員の業務も増え、そして相談員の体制が2名から1名に減る。素直にちょっと理解できないんですよね。それを補充をするためには生涯学習課の職員がやりますと。今まで2人体制、先ほど説明の中では、実質は1名だったんですよというようにお話もありましたけれども、なら今まで何だったんだという感じがするんですよ。どうも1名、体制を減らされるという中身がよく自分は理解できない。相談業務が増えているのにどうして減らすんだと。もう少し説明をお願いします。

○副委員長（城 健二君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） これまで毎年決算審査の際などにも指摘いただいていたところなんです、相談件数が今電話相談の件数が減少しているということもありまして、1日に1件程度の相談件数になっているということもございました。そういったところも、初めに説明した電話離れであったりほかの相談が充実してきたということもあるというふうに考えております。

その中で、相談員をより活用していく方法として、筑紫野市のこの場所でなければ受けられないような面接相談、近くにあるからこそ面接相談もできるというところを生かしていくということ。なおかつ、より相談員が幅広い業務に当たれるようにということで、生涯学習課職員と連携して事業を行っていくことで、相談業務の幅が広がるというところを目指して見直しをするというふうに考えております。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 以前もヤングテレフォン事業の見直しとかいろいろ議論した覚えがあって、これを見直す限りは、これまでヤングテレフォン相談事業がどういう役割を果

たしてきて、どういう状況の変化に基づいてこの見直しをやることにしたのか。そのところははっきりさせていただきたい。

当委員会か決算委員会か何かで大きな議論をして、やめることは相ならんのではないかという議論をした覚えがありますので、電話離れや云々って言われると、果たしてきた役割のようなことは何も考えなかったのかというね、委員会挙げて見直しを見直すように要望した経過があるものですから、そんなふうに思います。電話離れで電話が本数が少なくなったのはなぜですかと私がお尋ねをしておきますので。

ヤングテレフォンにかかってくると、電話の時間が長いとかいろいろ聞いていました。ですから、その間は少なくとも命がつながっているという話もありました。私はヤングテレフォンが持っている役目のようなことをそんなふうに理解しているものですから、言い換えれば命の電話だと。筑紫野市がそういう事業をやっているということが、ある面では誇りのように思っていました。議員もみんなそう思っていたから、これをやめるって言ったときに駄目だと言ったんです。

だから、今度こういうことでというならば、それなりの事情や理由や言っていたかと思いますが、あなた方が挙げた事業のこっち側の国・県相談というのをずらっと、これは筑紫野市のことではありません。筑紫野市がほかにもやっているというならまだいいですよ。青少年のいろんな困り事があつたときに、窓口が幾つもありますというなら分かりますが、どういうことなのかなというふうに。

私は、経費節減だけでやっているならば、何のためにこういうことをやっているかということをもう一度考え直して、経費がかかっても命を救ったほうがまだいいと私は意見を申し上げておきますので。いよいよになったら、私は一人でも反対しますからね。ちゃんとこれが、あなたたちが言っていることが正しいというそういう理由を述べていただいて、それと議論をしてみたいなと思っています。見直しが出てきて、本当に人数が二人から一人になって、何言いよんかっちな、そういう気持ちになるんですよ。あなたたちは行くところがなくて電話したことがない人たちなんでしょう。ぜひもう一度ちゃんと説明してください。

○副委員長（城 健二君） 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 30 分

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 上村委員がおっしゃられたとおり、筑紫野市で青少年相談ヤングテレフォンという事業をやっているということの意味につきましては、初めの目的のほうにも書いているとおり、現状において青少年の問題が全て解決したということでもありませんので、このまま継続していくというところでこちらのほうも認識しているところです。

それを行っていく上で、これまでの決算審査委員会の中でも議員の皆様から御意見いただきました、より相談員が効果的に活用できるようなやりがいだったり、事業の内容についてというところを参考にしながら、現状の相談の内訳としまして、非常にリピーターが多いというところで、リピーターにつきましても成人のリピーターがおおよそ全体で6割を占めているような状況の中で、やはり青少年が実際に電話をかけているときに、大人のリピーターがかけているというようなことがありましたらば、そこはそれだけ青少年の相談したいという気持ちを結果として阻害してしまうようなことになりかねないということもありまして、もう一つ踏み込んだこちらのほうに出向けば面接相談ができるというような体制を取ることで、より青少年の声をこちらのほうも直接受け取れるような体制ということで見直しを考えております。

また、これまでも傾聴を中心とした相談ということで、基本的には本人の気持ちを大切に聞くということもございましたので、個人に対する働きかけというところが実際には相談員としては行えなかったというような状況がございますので、今回面接相談もできるようになることによって、より深く青少年の問題に関わって、今後他部署ですね、虐待の問題だったりDVの問題だったり、そういったところが青少年に関わっているのであれば、関連部署のほうに相談をつないだり、関連部署と連携して問題に対応できるというふうにご考えまして、生涯学習課職員と相談員を連携して問題に関わっていかうということが主な見直しの目的でございます。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今課長が語る説明していただきました。それを聞きながら、そういうことを新たにやるならば、現在の2名体制を維持してやってみると。そして、それで

どンドン、今の説明じゃほかの部署との連携等いろいろ業務も増えるようですので、現在の体制をそのまま維持して新たなこういう業務をやってみるというのも一つの方法ではないかなと。私はちょっとそういう体制の問題について、このままの説明はなかなか素直に「はい、そうですか」ということは言えないんじゃないかなと思っております。

○副委員長（城 健二君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 課長からもお話しいただきましたように、よく分かるんですね。ただし、僕ね、これネーミングがまずすごく大人目線やなというところを感じて。そもそもヤングテレフォン事業って、俺も20年間議員やっているけど、やっぱりさっき上村委員が言ったように、やっぱり子どもの命の電話と思って、これは非常に貴重な窓口として受け止めとって。

その中から、今回青少年相談事業というところで、どうしても大人目線のところの、要するにいろんなツールができたからということで、窓口としての事業のやり方だと思うんやけど、例えば、太宰府市とか春日市とか大野城市とかね、ネーミング見てくださいよ。子ども相談対応センターということで、やっぱり窓口としての青少年という言葉で子どもたちが利用するかという話ですたい。せめて青少年という言葉が古いとか、重みがあるとかいう形じゃなくて。うちの、あなたたちの利用しやすいというそのイメージがね、それが湧かないですよ。せっかくヤングテレフォンって名前、ダサいけど、でも分かりやすいじゃないですか。でもやっぱりどっかでかけようとしたときに、やっぱりこのヤングテレフォンというのがそこに価値があったわけですよ、今まで。

でも、今回青少年相談ということで窓口が統合したとはいえ、やっぱりその青少年相談事業というのが果たして子どもたちの味方になるのか。あるいは、それに携わる大人たちの味方になるのかって言ったら、ちょっと相談体制の窓口としていかなものかと僕は思いますよ。

せめて何か子どもとか、そこに主体となるものがきちんと目の前にならないと、今どき青少年って言って、何かあったときに青少年相談にかけるっていうことは、普通考えたらいかなものかと思えますから。ぜひ4市が、今5市ですけど4市ですたいね、何でこんなネーミングをつけたのかというところもちょっと鑑みて、もう一度一考してもらえれば僕は思うんですけどね。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 皆さん所管ですから経験もされていると思いますが、青少年がで

もいいです、子どもが困り事があって電話するところから面談に行くまでの距離と時間をどれぐらい感じていますか。面談に行くというのはとても大変なことなんです。だから、いのちの電話があるといいなと思っているんです。そこで引き止めてゆっくり考えて、それから歩いて行って、まだすぐは行かないんですよ。きっとまた電話するんですよ。そして、歩いて行って、また電話するんですよ。そのうち、だんだん自分なりに考えたりして、こういうもんかなと思うかもしれないし、分からないですけども、なかなか面談のところまではどんなに困ってもなかなか行かないですよ。誰が行きますか。面談に行って、死のうかなって思っている人の前、その人が来て、生涯学習センターの片手間の仕事で相手できますか。そんなことじゃ命は守れないですよ。そこにいるその子どものことをよく考えないと。そのことはあなた方分かっているはずで、なおかつこう出してくるのは何ですかというね。

二人を一人にするというのでお金の節約ですかという理由をはっきりさせてくださいよ、これね。見直したって言ったって、これ規模を縮小して名前を変えただけで、面談に来いというふうに言っているだけだから、子どもにとっては冷たいなとしか映らないですよ。私のようなのが見たって、これは「ああ、冷たくなったな、また」というね。行くところがなくなったやないかちゅうね。そう思うのは私だけでしょうか。あなた方もやっぱり担当していれば、そうなだって思うところもあるでしょうから、もう一回見直しを見直されたらどうでしょうか。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後 2 時39分

再開 午後 2 時54分
————— . ————— . —————

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 委員の皆様から貴重な御意見いただきましたので、今回の報告につきましては、もう一度検討させていただきたいと考えております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほど休憩中にも申し上げたところであるんですけども、この相

談方法が今まで従来は電話、メールであったと、それに面接が加わるということなんですかけれども、それはもう対面としてやっぱり接するほうがいいと。原因等を解明にするに当たってそういったほうがいいということであれば、やはりこの訪問等を検討もしていただけたらなというふうに思っております。

というのが、例えば小学1年生、特に生涯学習センターで相談、面接されるということなんですけれども、小学1年生、どこが遠いですか、原田小学校とかもし仮にいらっしやったとして、そこから本当にこの生涯学習センターに来られるのかというふうな懸念しているところがあって、そういったことであれば面接だけじゃなくて柔軟に対応できるような訪問、例えばもう公共施設等とかそういったのを活用したり、もっと何かできるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところも含めて検討していただけたらなと思います。そうですね、そういった訪問も含めて。

○副委員長（城 健二君） それでは、いいですね。それでは、質疑を打ち切ります。

ここで、執行職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時05分

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、令和4年度学校教育課一般会計補正予算について、執行部から報告をお願いします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に変わりましたので、出席しております職員が自己紹介をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（石川純快君） 学校教育課、教育指導担当係長の石川です。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 学校教育課、学校教育担当係長の城塚です。よろしくお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） お願いします。

それでは、石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 令和4年度一般会計補正予算について説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

児童生徒のタブレット端末の破損・不具合等の台数が当初の見込みを超えており、タブレット活用が進んでいる現状を踏まえ、年度末までに必要と見込まれる修繕料を計上するものです。

今回、12月補正予算の計上額は、学校管理運営事業の修繕料294万6,000円です。タブレットの活用が進んでいることを踏まえ、令和4年度上期の実績より年度内の必要額を推計し計上しております。

破損・不具合の内容についてですが、11月30日時点で市教委に届出があった件数を示しております。

破損は28台です。破損の内容としては、画面割れ。落としたり、キーボードに何か置いたまま画面を閉じて物を挟んでしまう。また、タブレット部分を離して使ってはめるときに、画面を持つ手に力が入ってしまうなどが原因です。また、キーボードの破損。これは落としたりぶついたり角が割れるなどの内容となっております。

不具合は31台です。電源が入らないなどの現象となっております。

この防止対策についてですが、教育委員会としてもなるべく破損をしないように使っていただくため、校長会等で繰り返し周知を図っております。その際、修理費用がどれぐらいかかるか示して、指導に当たる先生方にコスト意識を持っていただき、日常の取扱いの際、子どもたちに声かけをしていただくようお願いをしているところです。また、各学校においては、タブレット使用時に児童生徒に注意喚起していただくことはもちろん、落ちないように首からひもをかけたりするなど、物理的な対策も施しております。

説明は以上になります。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 破損や不具合等が生じているということなんですけれども、修理に伴って今タブレットがない児童生徒に対してどのようになっていますか。

○副委員長（城 健二君） 係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 教育委員会にある予備機を貸し出して修繕に当たっております。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 導入時にちょっとお尋ねしたかもしれないんですけども、メーカー保証だとか、そういった面の保証というのはもう切れてしまっているの対応になるという認識でよかったですか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） メーカー保証は1年になっておりますので、それ以降の対応になります。

○副委員長（城 健二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

続きまして、所管事務報告、天山スクールバスの更新について、執行部から報告をお願いします。

城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 天山スクールバスの更新について御説明させていただきます。資料は2ページ目をお開きいただけますでしょうか。

まず、概要についてでございますが、天山スクールバスは天山地区の児童が阿志岐小学校まで通学するためのスクールバスとして運行しておりますが、旧スクールバスの車両が老朽化していたこともありましたので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、換気機能が優れた車両に更新したところでございます。

表の中にスケジュールを掲載しておりますが、11月までに車両の生産が完了し納車されましたので、12月1日から運行を開始させていただいたところでございます。

外観は市のコミュニティバスつくし号のデザインを参考に、水色のカラーリングで彩った車体となっております。実際に利用されている子どもたちからも大変喜ばれているところでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございますか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） これ、車両の生産ですけども、入札されたと思うんですけども、入札状況の説明をお願いいたします。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 入札につきましては、指名競争入札により実施しております。市内を中心とした自動車関連事業者を指名して入札しております。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 指名は何者ですかね。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 8者指名でございます。

○副委員長（城 健二君） その他質疑ございませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 8者指名、これはそうすると落札額は幾らになっていますか、税込みで。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 契約金額というところでよろしかったでしょうか。契約金額で申しますと、資料の事業費のところに掲載しております889万6,000円となっております。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ほかにございませんか。

では、私から一つお願いします。

これ、新しくなって外見とか非常にもう格好いいですよ、色もよくなって。ただ、やっぱり今幼稚園とか保育園のバスでよく車内置き去りとかありますので、小学校だからそれはないんでしょうけど、例えば小学校1年生の低学年とかがそういうような形の置き去りというのも考えられるというのはあると思うんですが、例えばそれらの対処したバスにはなっているんですか。

城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） バス車両の機能としては備え付けてはおりませんけれども、子どもの積み残し対策としまして、送迎時に児童が下車した後に運転士さんが必ず座席の全てを確認することとしております。このことについては、委託先の運行事業者のほうに再三にわたり徹底するように指導しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 分かりました。

それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続いて、所管事務調査に入ります。

市立小中学校の教諭等の配置状況について、執行部から報告をお願いいたします。

城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 市立小中学校の教諭等の配置状況について御説明させていただきます。資料の3ページ目をお開きいただけますでしょうか。

まず、この表の見方についてでございますが、左から順に学校名、学級数、学級数の内数としての支援学級数、教員の配当定数、教員の実際の配置数、その実際の配置数の中に含まれる講師の方の人数、欠員数、一番右端の欄が支援員数となっております。前回の9月議会で御指摘いただきました支援学級数を左から3列目に追加させていただいたところでございます。

令和4年12月1日現在の欠員数の状況でございますが、小中学校合わせて7名の欠員が生じている状況となっております。前回の9月議会で御報告させていただきました欠員数11名と比較いたしますと、全体で4名改善されたところでございます。

欠員の理由としましては、表の欄外に記載しておりますとおり、産体育休が4名、定数欠が3名となっております。県からの代替教員の配置がなされていないという状況でございます。

代替教員の配置につきましては、欠員が出ると分かった時点において、早急に県に対して配置の要請を行っているところでございますが、引き続き県に対しての要請を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 二、三あるんですけども、まずこれの一番下に欠員数の内訳がありますが、定数欠の3名の学校をまず教えてください。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 定数欠の3名につきましては、筑紫野中学校1名、それから筑紫野南中学校2名となっております。科目ごとに国語、数学、英語の計3名と

なっております。小学校は学級担任制でございますけれども、中学校は国語、数学などの専門性を有する教科担任に欠員が出るという状況でございます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ありがとうございます。6月議会、9月議会でも同じような資料を出していただいたんですけども、今回定数欠員は7名ということでその人数は減っているかと思いますが、例えば小学校では二日市東小学校とか原田小学校、それから中学校では筑紫野中学校とか筑紫野南中学校、これは1年間通じてずっと欠員があっているわけですね。そういうところで学校運営、また教育上何か不都合等発生はしてないんでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 平嶋委員がおっしゃるとおり欠員が継続している学校も残念ながら一部ございます。当然ながら欠員が発生していない状態が学校運営上望ましい形であると考えておりますが、欠員が生じている場合、例えば学年主任の先生であったり主幹教諭の先生、場合によっては管理職の教頭先生なども授業に入ることがあると伺っておりますので、その分の負担は生じているものと考えております。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） こういう欠員の状況が続いていることについて、教育委員会として、この責任はどこにあると考え、どういうふうにしているのかと。いろいろ校長先生が工面して授業に当たっていますとかいうのは、それは異常な事態ですね、これはね。校長は授業をしちゃいけないとは言いませんけど、ただど役務が違いますよね、校長先生のね。何かがあったときどうするんですかというね。そのときに欠員があったので申し訳ありませんでしたって教育長が謝るんですか。これが一つですね。

もう一つは、人の配置ですから少なくとも定数に対する責任は県の教育委員会にあると思っておりますが、県の教育委員会に言うたら、もうすぐ年度末、あと3か月後ですけど、どういう返事をしているんですか。おらんものは出せんとはいよとなら、おるやないかと。あそこに議員もいっぱいっね。責任をどうやって取るつもりだと、言いにくいといけないので、保護者もみんな呼びかけて行きますか。議員も一緒に行きますか、教育委員会に。こんな異常な事態を放置しておるといのは、責任を感じていないか責任を放棄しているかなんですよ。そういう教育委員会認められないですよ、本当に。教育委員会の任務を何と心得ているんですかと言わなきゃいけないでしょう。

あなた方は現場を直接預かっているから、毎日毎日ひしひしと感じていると思いますが、県の教育委員会は感じてないんじゃないですか。そういう議論があっていると伝えたらどうですか。何ならみんなで行きましょうかと、本当ですよ。教育について、文教福祉常任委員会でこういう議論が一度もなかったということがおかしいんですよ、本当は。みんなで行きましょうかって、委員長。委員会で決議して、本会議で主張すると、要請に行きますと。こういう事態が何年も続くようだとかがなものかというね。

そういう話に行かないと行政としての責任が取れないでしょう。行政をチェックするという議会の役割も果たせないですよ。無視されているわけだから、県の教育委員会からね。だから、そういうことで二つ目はだから県の教育委員会は何と言いよつとですかと。生の声ば言うてくれませんか。それによってはみんなで考えたり行動しなきゃいけないでしょうから。

○副委員長（城 健二君） 長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、上村委員のほうから、本当に学校現場の切実な思いというのを私どもにお話ししていただきました。教育委員会としても、本当に学校現場、頑張っていていただいておまして、子どもたちの教育に影響が出ないように、そしてまた先生方につきましては、本当に子どもたちに対する指導等を一生懸命にやっけていただいております。

そういう状況を私どももしっかり見てきておりますので、そういった状況をまず福岡教育事務所のほうに上野教育長、教育委員会としても直接出向いて、現場の状況、苦しい状況とかそういったところをお伝えしながら、何とか、何とか早めにできるだけ早く先生を配置してほしいといったところの要望を行っておるところでございます。

しかしながら、福岡県におきましても、全体的な教員不足の中でやりくりしていると。筑紫野市の状況については十分理解しているので、できるだけ皆さんに迷惑をかけないように、学校現場に迷惑かけないように、子どもたちに迷惑をかけないように、対応させていただきたいという返事をいただいているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今、上村委員のほうから大事な質問で、また部長のほうからも答弁いただいた後、私がちょっと質問するのもどうかなと思うんですけども、この資料を要求したときに私なりに幾つか質問を考えておりましたので、それを補わせていただきます。

この資料を見ますと、教員の実配置数、それからそのうちの講師の数があるわけですね。講師の数が79名ということになっておりますけれども、前回9月にお尋ねしたとき、このうち約41名がクラス担任をしているという答弁をいただいております。この講師の方、当然教員免許は持っているわけですが、どういう講師、例えば学校出たばかりの年代の若手の人なのか、それとも次の来年の試験を受けようとして頑張っているのか、それともある程度、もう教員を定年になってお辞めになった方なのか。その辺のどいう方が講師として主に学校現場に入っているのかと。そこをちょっと教えていただきたいと思っております。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 講師79名がどういった方かというお尋ねかと思っておりますけれども、まず年代につきましては20代から60代まで様々な年代でございます。これまでに小中学校の講師として勤務されてあったという方が大半を占めているという状況でございますので、教員不足の不足分を補う役割は十分に果たしているのではないかと考えております。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の答弁で少しは安心いたしましたけれども、市に500人を超える教員の方がいらっしゃるわけですが、今回の市の条例の中でも定年に関する条例で、定年が65歳に延びるという条例が出ておりますけれども、この教員の方は実際定年の問題等はどのようなふうになっているのでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 地方公務員法の改正によりまして、教職員につきましても市の職員と同様に定年は65歳まで段階的に引き上げられる見込みとなっております。

○副委員長（城 健二君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 関連して。それは市の職員と同じように、令和13年度だったか、には完全に65歳になるというような計画、同じと考えてよろしいです。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 平嶋委員がおっしゃるとおりでございます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 市内の小中学校の配置状況については分かったんですけれども、

それともう一つ、市の今年度の新事業でもあります I C T 支援員の配置状況に関して、変更等あったかというのをお尋ねしたいと思います。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） I C T 支援担当指導主事については、1 名まだ配置が決まっておりませんが継続して人を探しているところです。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） いろいろ御努力されている取組だと思えますけれども、やはりもう年度が近づいている状況で、今の指導主事も欠員が続いているという状況を見れば、補正というものも一つ考えられることかなと思えますけれども、その点市としてどのように考えておられますか。今年度やっぱり採用できるという見通しなのかも含めてですね。

○副委員長（城 健二君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時27分

再開 午後 3 時29分
————— . ————— . —————

○副委員長（城 健二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 筑紫野市教育委員会としては、I C T 担当の指導主事、教員免許を持っている方に支援していただくところに非常に重きを置いております。というのも学校現場で教育の現場のことをよく分かった方が I C T 活用をどんどん進めていく中で、I C T の故障だとかネットのつながりにくさ、そういった技術的な面の支援というよりも、それをもって教育につなげるためにというところに重点を置いておりますので、確かに見つかってない状況で大変御迷惑をおかけしておりますが、教員免許を持った I C T 担当指導主事を継続して探してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（城 健二君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。

続いて、所管事務調査、学校におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与に

ついて、執行部から報告をお願いします。

城塚係長。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 学校におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について、御説明させていただきます。資料は4ページ目をお開きいただけますでしょうか。

まず、1点目のてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与についてでございますが、熱性けいれんや細菌性髄膜炎などから発作が続くことをてんかん重積状態と言いまして、これが長時間続くと脳に障がいを残す可能性があるということでございますが、ブコラムはてんかん重積状態の発作を止める効果が期待できることから、学校においても一定の条件を満たす場合は緊急やむを得ない措置として、教職員等がブコラムを投与することができることとなっております。

その投与を行う条件につきましては、①の事前に医師から書面でブコラムを使用する必要性がある旨等の指示を受けていることなどをはじめとしまして、4点記載しておりますのでお読み取りいただければと思います。

次に、2点目の各小中学校への周知についてでございますが、令和4年7月25日付文書により、福岡県教育庁教育振興部から「学校等におけるてんかん発作時のブコラムの投与について」という文書を受領いたしましたので、当該文書を各小中学校に送付することで周知を図っているところでございます。また、各小中学校の養護教諭が集まる会議においても、ブコラム使い方ガイドブックを活用した研修を行っているところでございます。

最後に、3点目の各小中学校の対応状況についてでございますが、市内全ての小中学校において、ブコラムを直ちに投与することが認められる児童等がない状態でございますので、職員研修等の学校側の体制整備については、現時点では行っていないところでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

前田委員。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 学校の養護教諭への研修についてなんですけれども、こちらは

つ、どちらで、どのような方が講師で何名の養護教諭が受講されたのかお伺いたします。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 正確には記憶しておりませんが、養護教諭は各小中学校から1名ずつ会議に出席いただきまして、講師を招いてという形ではございませんが、その養護教諭の中のお一人の方が代表しまして、使い方について御指導いただいたというところがございます。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今後、このプログラムの投与が認められる児童等が存在するような場合、市としてどのような体制を考えておられますか。

○副委員長（城 健二君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 保護者等から実際の依頼があった際には、プログラムの使い方などについての知識が必要になると思いますので、例えばではございますけど救命救急に関する研修会は各学校で行っておりますので、こういったものと併せて実施する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○副委員長（城 健二君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、通級指導教室の現状について、執行部から報告をお願いします。

石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 通級指導教室の現状について、御説明させていただきます。

まず、現状の説明の前に、通級指導教室について簡単に説明させていただきます。通級指導教室とは、正式には通級による指導と定められている特別支援教育の制度の一つで、基本的に通常の学級で学習しながら、週に1コマ2コマ程度、本人の課題に応じた個別的な特別支援教育を受けることができる教室です。

対象となる児童生徒は、通常学級に在籍し、おおむねみんなと一緒に学習に参加できているが、もう少しの指示を理解することができたらとか、もう少し音読が上手になればな

ど、このような課題を克服すればもっと自信を持って学級での学習に参加できるというような児童生徒が対象になります。

では、資料5ページの説明をさせていただきます。

まず、筑紫野市の通級指導教室の設置状況です。小学校は二日市小、二日市東小、筑紫小、筑紫東小の4校、中学校は筑山中1校にそれぞれ1学級ずつ設置している状況です。そのため設置されていない学校に在籍して通級による指導を希望する児童生徒は、この制度は他校への通級が認められているため、設置している小中学校の通級指導教室を利用しております。

次に、福岡県における通級指導教室への教員の配置について御説明いたします。平成29年度より通級指導を必要とする福岡県下の児童生徒13名当たり1名の教員配置が基礎定数化されています。

①に配置の仕方をイメージしていただくため、例として作成しています福岡県のAからFまでの六つの学校について説明いたします。

令和4年度は、通級指導を必要とする児童がAからEの学校に在籍し、合計65人いました。F校には令和4年度に対象児童はおりません。それに基づいて合計の65人を13で割ると5になりますので、5人が基礎定数による教員数となります。そこで、令和4年度はA、B、C、D、Eに各1名ずつ配置され、合計五つの通級指導教室があったとします。

次に、令和5年度に向けて、それぞれの学校では人数の増減があり、またF校は7人が新たに希望し必要になったとします。合計は78人になりますので、13で割ると6人となります。令和5年度の基礎定数による教員数は6人となるので、この例では、県として令和5年度に増やせる先生の数に1名。よって教室数を増やせるのも1校だけということになります。新設や増設を希望するAからFの学校について、市町村教育委員会が県に申請し、県が配置する学校を決定することになります。

お示ししているこの例では、その結果C校の増設が認められたものとして示しております。13人に1人という基準であればB、D、Eも13は超えています。この基準はあくまで福岡県下の教職員定数についての基準であるため、新設や増設ができるかどうかは県が決定することになります。

県の配置を踏まえて、②に令和5年度に向けた筑紫野市の新規設置等の申請状況を示しております。小学校では、吉木小、阿志岐小、天拝小の3校で新設を、そして二日市小に増設の申請をしております。中学校では、二日市中、天拝中に新設を申請しております。

説明は以上です。

○副委員長（城 健二君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

阿部委員。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 定数が13対1なんですよ、県の基本的な基準は。そしたら、例えば二日市東小なんかは18対1なんですよ、例えばですけども保育所なんかはゼロ、1歳は3対1なんですよ。それが4対1になったときは保育士さんを2人配置しないといけないようになっているんですよ。この場合は、やっぱり県だからもう市としてはどうしようもないということなんですか。

○副委員長（城 健二君） 係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） あくまで福岡県下の人数を合計して算定していくので、どうしてもこの表からすると二日市東小なんかは18人、13人を大きく超えているので増設とか認められそうなものなののですが、あくまで県が県下全体の状況を踏まえて判断していくのでなかなか難しい状況にあります。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） これ、要するに二日市小学校には今15名の生徒さんがおるわけですね。この15名、全部二日市小の生徒さんですか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 他校通級の制度がありますので、ほかの学校から通っている児童もいらっしゃいます。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 二日市小の場合はどこから来ていますか。どこの小学校から何人来ているか分かりますか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 正確に人数はちょっと把握は、ここでお示しできるものはちょっと手元にないんですけども、例えば天拝小学校とか二日市北小学校から二日市小の通級指導教室に通っている児童がいらっしゃいます。

○副委員長（城 健二君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） その送迎はどのようなふうになっているんですか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 保護者の送迎により実施しております。現状では、自校に通級指導教室がない学校の保護者には送迎の協力をお願いしている状況になりますので、本市としてもそれぞれの学校への新設について県に申請をしているところです。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 阿部委員の質疑に関連なんですけども、現状の自校通級が何人で他校通級が何人なのかというのは、今手元に資料がないということなんですけれども、もしよければ参考までにそういった市の状況が分かる表等をいただけたらと思うんですけども、可能でしょうか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 資料ございますので、後ほど提出させていただきます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） また、本市において巡回指導等が行われているのでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 本市では、今のところ巡回指導は行わず、設置している学校のほうに行っていただくようなところを取っております。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） あと、先ほど移動についても委員から質疑があったと思うんですけども、やっぱり御家庭の中で送迎等されているということで、負担となっていないかというのがちょっと懸念としてあるんですけども、今回新設に向けて取り組まれている小学校もあるということなんですけども、そういったニーズに対応しているというふうな状況として捉えてよろしいのでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 保護者様に御迷惑をおかけしているところもありますが、本市としては通級指導教室の設置状況を充実させることが最優先だと考えております。

以上です。

○副委員長（城 健二君） 上村委員。

○委員（上村和男君） ずっと以前ですと、通級指導教室というのはなかったんじゃないかなと認識しておりますが、そういう役割を障がい児教育担当教員がやっていたのかなというふうに思っていますが、わざわざこうやって増やしていくというのは、そういう能力がない障がい児教育担当教員が、言うところの障担というんですか、そういう人がいないということなんですか。昔はみんなそうしよりました。普通の教室でやっていたし。

方向としてはこういうふうにするんだったら各学校に全部通級指導教室とか、そういうことをやる人を育成してやるようにしないと、各家庭が連れて行けというのはなかなか大変だと思いますので、教育環境を整備するのは教育委員会の仕事ですから、もうちょっと頑張って全部の学校にそういうことのできる人たちを育成して、特別支援学級にそれを設置するというか、そういうふうにすればいいんじゃないですか。

これね、四、五年前かなんかは筑山中学校に一つしかなかったですよ。その次にあそこにでき、ここにできと増えてきたんだと思いますので、そういう点からいくと、もう全部につくっちゃえというふうにいっそね、やっぱりそういう方向を定めながらやらないと、子どもたちに教育を保障するという役割が大丈夫かなというふうになっちゃいますので、皆さんが一生懸命やっているのは分かって増やしてきていますので、以前は一つしかなかったので全部行くわけですよ。よその市は1か所しかないの、そこにみんな通っている人もいますよ。

そういう状況は、もうインクルーシブ教育とももう違いますので、分けてしまっているの、この際もう学校の中につくるようなことを考えていかないと、国際的にも指摘をされるようなことをやられているわけですから、ちゃんと是正するためにも、筑紫野市はそこまで考えているとは思いますが、先々そういうことを考えて、この特別支援教育の中の通級指導教室を考えていくというのは大事になってきているんじゃないかと思うんですが、どう思いますか。だけ聞きます。

○副委員長（城 健二君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 3 時47分

再開 午後 3 時49分
—————・—————・—————

○副委員長（城 健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 私のほうから説明させていただきます。

今上村委員のほうから言われました視点というのは、やっぱり本当に一番重要な視点で、全校にそういう教室が配置できるということが教育委員会としても一番望ましいということで考えておりますので、しっかりその視点について、今後も福岡県教育委員会とも打合せする際には訴えながら、できるだけ多くの教室が速やかに設置できるように努力していきたいと。このように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（上村和男君） 一つだけ。

○副委員長（城 健二君） どうぞ。

○委員（上村和男君） 念を押しておきます。私の孫が放課後デイに行っています。学校に行くよりも放課後デイに行くのを喜んでいます。楽しいと言っていますね。それから、バスケットのクラブに通うのも楽しいと言っています。学校がなぜ楽しいというふうにならないのかなというね。居場所にならないというのは、放課後デイに行ったら先生たちが研修したらどうかと、どういうふうにみんながやっているか。あの人が経営しているんですかね。それはあれですけども。

私はやっぱり大事なところへ来ているというふうに思っていますので、学校教育が問われていますので、しきらんけんなら通級教室、放課後デイに行きたがるような子どもたちがいっぱいいるというね、こういう状態、学校に行くよりも放課後デイのほうが楽しいという「なら、朝からずっと行っとくか」って言ったら「うん」って言うけんね。そういうふうにならないように。

居場所があれば、きっとみんな学校は楽しいところです。友達がありますから。友達を切り刻んでしまうところが、友達の関係を切り刻んでしまうところが学校にだけならないように。学校は友達と出会い、絆を結び合うところだと私は思っていますので、そういうところにすれば立派な学校になりますので、教育委員会はそういうことに心がけてください。意見だけ申し上げておきます。

○副委員長（城 健二君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 他校通級されている児童生徒の場合、特に中学校における生徒の標準服等の違いなどによって心理的な抵抗感等が感じられるようなところも考えられるんですけども、その配慮とか対応というのはどのように今されておられるのでしょうか。

○副委員長（城 健二君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 確かに、御指摘のとおり通級指導教室を利用する児童生徒は、少しお子さんによっては人の目が気になるというタイプのお子さんもいらっしゃいます。そのため教室の設置場所はそれぞれの学校で端っこのほうであったりとか、通級指導教室に入るときも児童生徒ががやがやしてない、校舎を行き交ってない時間帯に入ってもらおうというような配慮をしております。

以上です。

○副委員長（城 健二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城 健二君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。本日はこれで閉会いたします。

閉会 午後 3 時52分